

2023 Tokyo City Shinkin Bank Report

東京シティを
より知っていただくために



表紙コンセプト
街中で日常を過ごす人々、
東京シティ信用金庫がこれからも皆様の暮らしに
寄り添っていく様子を表現しています。

 東京シティ信用金庫
<https://www.shinkin.co.jp/to-city/>

東京シティ信用金庫は、
新たな出会い・
つながり・ひろがり
を大切にしています。



2023 Tokyo City Shinkin Bank Report

CONTENTS

ごあいさつ	3
東京シティ信用金庫の経営理念	4
■金庫の概況	
令和4年度事業の概況	5
■経営体制	
コンプライアンス態勢	7
リスク管理態勢	8
業務継続計画について	8
金融ADR制度への対応	8
■地域社会への関わり	
東京シティ信用金庫と地域社会	9
「地域密着型金融」の取り組み	11
中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取り組み状況	13
名優会	15
総代会のしくみ	17
■サービス内容	
主な商品とサービスのご案内	19
主な手数料	23
■事業の組織	25
■財務内容	
貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	27
最近5年間の主要な経営指標の推移	32
主要な業務の状況を示す指標	32
預金に関する指標	33
貸出金等に関する指標	34
有価証券に関する指標	36
有価証券・金銭の信託等の時価情報	37
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況	38
報酬等に関する事項	39
自己資本の充実の状況	40
連結の状況	48
自己資本の充実の状況(連結)	53
■沿革・歩み	57
■店舗一覧	59
■開示項目一覧	63

※計数は、原則単位未満切捨てとなっています。



日本の金融の中心地
 商業と文化が交わる
 中央区日本橋の街に本店を置く
 東京シティ信用金庫。
 都内を中心に30店舗、
 「存在を期待される信金」として
 幅広いエリアで活動しています。
 「地域密着」の経営を基本ポリシーに
 エリアごとの多様性を大切にして
 地元のお客さまの笑顔を生むことが
 使命だと考えています。



ごあいさつ



理事長

小池 誠一

平素は格別のご支援とご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も、皆様に金庫の事業内容をお伝えするディスクロージャー誌「Report2023」を作成しましたので、ご高覧いただき、東京シティ信用金庫をより一層ご理解賜りたいと存じます。

令和4年度の経済は、米国が物価上昇を抑えるために度重なる利上げを実施。結果、米国の消費者物価は抑えられつつありますが、一方日本では「安定的な2%の物価目標」を達成するために、金融緩和政策の変更に踏み切ることが出来ず、一時150円を超える32年ぶりの大幅な円安に見舞われ、結果消費者物価指数も40年ぶりに4%を超え各家庭の生活はひっ迫し、また価格転嫁が困難な中小企業の多くが業績を圧迫しています。このような中で、賃金上昇を伴いながらの安定的な物価上昇を達成することが出来るのか、4月に黒田日銀総裁から交代した植田日銀新総裁による金融緩和政策の出口戦略と、持続可能な景気上昇に結び付けることが出来るのかが注目されます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付も5月には2類から5類に変更され、日常生活が正常に戻りつつある中で、昨年2月からのロシアによるウクライナ侵攻は未だに解決を見ず、欧米での金融不安のある中、国内外共に今後の経済状況の不透明感は増加しています。また、私どものお客さまである中小企業を取り巻く環境も持続化給付金、資金繰り支援など各種支援策は昨年に引き続き継続されてはいるものの極めて厳しい状況にあります。

このような環境の中、当金庫においてもアフターコロナを見据え、お客様の経営が困難に陥ることを防ぐために、これまで各種給付金・補助金・助成金等の情報提供に努め、実質無利子無担保の保証付制度融資（ゼロゼロ融資）等を積極的に取上げ、多くのお客様に貢献し喜んでいただくことができました。また、当金庫の「経営理念」である「地域密着の価値ある金融サービスを通じて、地域のお客様の豊かな未来を創造する」というミッションに基づき課題解決型営業（ソリューション営業）を展開した結果、お客様の様々な課題解決支援の一助となりました。これも偏にお客様のご協力の賜物と深く感謝しております。

さて、令和5年度も日常生活を取り戻しつつあるとはいえ、金融不安、資源高、ウクライナ情勢等により、経済への影響が懸念されています。そのような中で、地域との共存共栄を目指す当金庫としては「経営理念」を更に進化させ、コロナ後の第二ラウンドでもお客様のニーズを的確に捉え、お客様の更なる支援に努めたいと思います。これからもお客様に寄り添いながらソリューション営業を展開して地域における存在価値を高め、地元に必要な信用金庫として、さらなる成長ができるよう役職員一同、一生懸命努めてまいりますので、どうか今後とも一層のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

東京シティ信用金庫の経営理念

MISSION (使命)

地域密着の価値ある金融サービスを通じて、地域のお客様の豊かな未来を創造します。

VISION (目指す姿)

▶ 営業ビジョン

地域特性を踏まえた活動を展開し、お客様満足度の高い金融サービスとコンサルティング機能により、地域中小企業の持続的成長と、地域住民一人ひとりの夢の実現をサポートすることで、地域の皆さまから信頼される金融機関を目指します。

▶ 組織ビジョン

健全経営に徹して経営の持続可能性を確保するとともに、コミュニケーションとチームワークを大切にして総合力を高め、環境変化に的確に対応できるしなやかな組織を構築します。

▶ 人材ビジョン

お客様それぞれの課題に対応した質の高い金融サービスを提供するため、役職員一人ひとりが能力の向上を目指し、幅広い知識の習得と提案力の強化に努めるとともに、自分の仕事にやりがいと誇りと熱意を持って、粘り強く課題に取り組みます。

VALUE (価値観と行動指針)

Vision
実現のために
大切にすること

1. 真摯さ - すべての課題に真摯に対応します。
2. スピード - 柔軟な発想力で速やかに行動します。
3. 挑戦する心 - 夢の実現に挑戦します。
4. 熱意と粘り強さ - 熱意を持って粘り強く課題に取り組みます。
5. チームワーク - チームワークを大切に活気ある明るい職場を作ります。

金庫の概要

(令和5年3月31日現在)

- 創 立 / 昭和25年6月5日
- 本 店 / 東京都中央区日本橋室町1-9-14
- 預 金 量 / 8,352億円
- 融 資 量 / 5,880億円
- 会 員 数 / 47,297名
- 出 資 金 / 143億88百万円
- 役職員数 / 604名(期中平均625名)
- 店 舗 数 / 30店舗
- 営業区域 / 東京都23区、西東京市(旧保谷市)、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、小金井市、府中市、川口市、戸田市、三郷市、八潮市、草加市、朝霞市、和光市、さいたま市(旧浦和市)、市川市、浦安市、松戸市

※当金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者はありません。

主な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受け入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1)債務の保証又は手形の引受け
 - (2)有価証券の売買又は有価証券関連デリバティブ取引
 - (3)有価証券の貸付け
 - (4)国債証券、地方債証券若しくは政府保証証券の引受け並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5)金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務
 - (6)株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、日本銀行等の業務の代理
 - (7)金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)、銀行等の業務の代理又は媒介及び信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介
 - (8)国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (9)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (10)振替業
 - (11)両替
 - (12)デリバティブ取引であって信用金庫法施行規則で定めるもの
 - (13)金融等デリバティブ取引
 - (14)ファイナンス・リース取引の媒介で信用金庫法施行規則で定めるもの
 - (15)金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証証券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1)保険業法(平成7年法律第105号)第275号第1項により行う保険募集
 - (2)電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

令和4年度事業の概況

事業方針

令和4年度は、前年度から取組んでいる「第21次3ヵ年計画・逆境の克服と変革への挑戦～コロナ禍の逆境を克服して新たな成長を目指す～」にしたがい、新型コロナウイルスの感染拡大が続くなかで地域の取引先中小企業・小規模企業等の資金繰りを支え、コロナ禍を生き抜くための事業継続・事業再構築・収益力改善などに関する課題解決の取組みに全力を傾注していく方針としました。

計画の実現のためには、営業力のレベルアップとこれを支えるシステムの構築と強化が必要であり、一人ひとりの能力向上を資格制度の充実など人事面からサポートすることにより、お客様の要望に貢献できる人材の育成に力を入れていくこととしました。合わせて、デジタル化の進展を踏まえた生産性の向上と効率化も積極的に取組むこととしました。効率の良い営業活動を実践するためにはまず情報収集力を高める必要があるため、情報収集のための重要なツールとなるタブレット端末の入替を行う事としました。融資面においては契約書作成システムや財務登録システム等を更新し機能向上により事務面での効率化を図るとともに、資金繰り支援においては保証協会付融資や「東京プラスサポート」といった新たな融資制度を柱とした支援を推進していく計画としました。

金融・経済環境

令和4年(2022年)の世界経済は、コロナ脱却から回復傾向に進んでいたところにウクライナ危機が影を落としました。欧州諸国では大幅なエネルギー改革を余儀なくされることになり特に資源輸入国ではこの影響が大きく、過度なインフレによる経済の後退を懸念して諸外国では政策金利引上げを実施しその効果が見込まれるものの、欧米経済圏の景気は不安定な状況が続いています。

日本経済はコロナ感染を懸念する人たちの行動自粛もあり夏場までは個人消費が停滞気味となりました。また中国政府のゼロコロナ政策による上海のロックダウンや令和4年以前から続く半導体不足の影響により、電子部品や資材などの供給が滞り、日本の製造業は生産が大きく落ち込み輸出は回復しませんでした。くわえて世界的な脱炭素化の流れやロシアによるウクライナ侵攻の影響で、食料品やエネルギー価格は高騰し、また米国の金利上昇に伴い32年ぶりに150円台をつけた大幅な円安は輸入額を膨張させ、国内は急激なインフレ圧力が進み価格転嫁の困難な中小企業の業績や各家庭の生活は苦しい状況が続きました。

日本政府は個人消費を回復させるきっかけとして10月から「全国旅行支援」を施行し、インバウンド消費向けには水際対策も大幅に緩和したことで、コロナ禍で苦しんでいた関連業界は一時改善に向かい始めましたが、コロナ禍以前の状況には至りませんでした。

日本銀行による異次元緩和政策は「安定的な2%の物価目標」の達成を掲げて10年となりました。デフレ脱却に一定の成果を残したとの見方もありますが、一方で国債市場の機能低下や財政規律の緩みといった副作用を招いたことを指摘する声も多く金利上昇圧力が強まるなか、日本銀行は令和4年(2022年)12月に長期金利の許容変動幅を0.25%から0.5%に変更となりました。

業績

◇預金・積金

当期末の預金積金残高は835,228百万円と前期比21,969百万円増加しました。令和4年度も新型コロナウイルス感染の拡大と縮小が繰り返されるなかでの営業活動となりましたが、定期預金については懸賞付定期預金やキャンペーン定期預金の獲得推進や公金預金の取組みを行うとともに、融資を積極的に取上げてきた結果、融資金の一部が流動性預金に歩留ったこともあり、残高が増加しました。

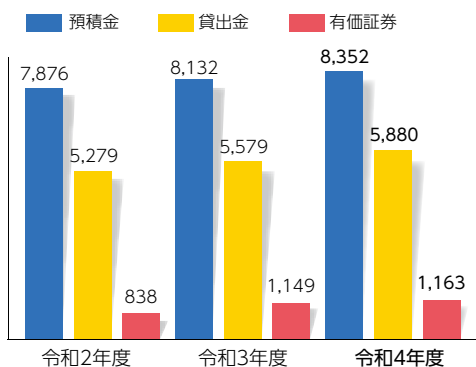
◇貸出金

当期末の貸出金残高は588,061百万円と前期比30,111百万円増加しました。店舗特性を踏まえた課題解決型の営業態勢を強化しつつ、融資推進については、区や都、信用保証協会等の制度融資と不動産関連融資に集中して積極的に地域のお客様を支援してきた結果、大きく残高が増加しました。

◇有価証券

当期末の有価証券残高は116,390百万円と前期比1,453百万円増加しました。低金利状況が続く中、収益確保に向け事業債を中心に積極的に購入を進めてきました。令和4年度も新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響を注視しながら

預積金・貸出金・有価証券残高の推移 (単位: 億円)



の運用となりました。

◇年金

多くの方に年金受給口座として当金庫をご利用いただいております。令和5年2月の年金振込件数は34,303件となりました。

◇損益状況

地域のお客様の資金繰り支援を積極的に対応したことにより貸出金残高が増加した結果、利子補給を含めた貸出金利息は9,961百万円と前期比1,086百万円増加しました。貸出金利回りは1.70%と前期比0.09上昇しました。

一方の預金積金利息については118百万円と前期比2百万円減少しました。預金残高は、公金預金の取組みや融資金の一部が流動性預金に歩留まったこともあり増加しました。預金利回りは0.01%と前年度と同じでした。

また、余裕資金運用は超低金利情勢が続いている中で、収益確保に向けてきめ細かな運用を実施した結果、預け金利息は244百万円と前期比51百万円増加しましたが、有価証券利息配当金は679百万円と同136百万円減少しました。

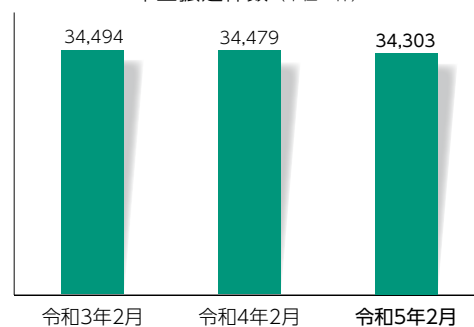
役務取引等収益は935百万円と前期比47百万円増加しました。内国為替手数料関連で減少となりましたが、仲介手数料等で増加となりました。

経費は合計で6,286百万円となり前期比52百万円増加しました。人件費で4,005百万円と前期比135百万円増加しました。物件費はエネルギー資源高騰等により増加した費目もありましたが、預金保険料が減少したことで2,006百万円と前期比70百万円減少しました。

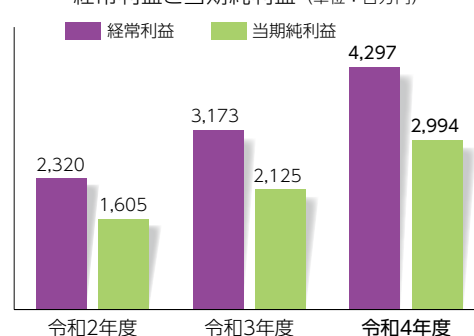
また、貸倒引当金繰入額は875百万円、貸出金償却は68百万円となりました。

この結果、経常収益は12,180百万円と前期比1,140百万円増加、経常費用は7,883百万円と同17百万円増加となり、経常利益は4,297百万円と同1,123百万円の増加となりました。令和4年度もコロナ禍の厳しい経営環境にありましたが、きめ細かな営業推進が結果に結び付き、当期純利益は2,994百万円を計上することができ、前期比868百万円増加となりました。

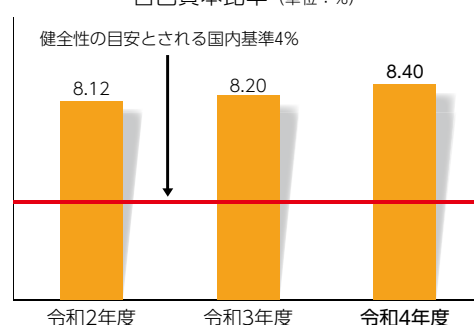
年金振込件数 (単位: 件)



経常利益と当期純利益 (単位: 百万円)



自己資本比率 (単位: %)



事業の展望と課題

新型コロナウイルス感染が初めて確認され3年が経過しました。これまで「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の発出により多くの事業者は営業活動の停止や自粛要請等を強いられてきましたが、「ウイズコロナ」として経済は少しずつ回復にむけて歩み始めています。また、この春から政府は新型コロナウイルス感染の取扱を重症化リスク等が高いとされる2類相当から季節性インフルエンザと同等の5類に見直しとされ、4月にはインフレ率2%の目標を掲げ量的・質的金融緩和政策を推し進めてきた黒田日銀総裁が任期満了を迎え、新たに植田日銀総裁が誕生したことで企業の業績や国民生活の行動に変化が起きることが予想されます。

様々な面で令和5年度は転換期となりますが、足元の経済状況を見ますとエネルギー資源や様々な物資価格の高騰が続いており、当金庫の多くのお客様である中小企業等を取り巻く環境は不安定な状況にあります。また、コロナ禍当初お客様の資金繰り支援のために積極的に取り上げました実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)が融資実行から3年が経過し、この5月に無利子期間が終了することで返済負担が増加することとなります。

当金庫としてはお客様の資金繰り支援の為に保証協会を中心とした制度融資の積極的な活用や、国や都などの公的機関の補助金・助成金の紹介も行いながら、お客様の潜在するニーズや課題に対し個々の事情に合った課題解決となる金融支援を行っていく方針です。また、コロナ融資をきっかけに取引が始まったお客様に対してメイン化を推進しながら様々な面での金融支援を行っていくとともに、融資推進のためにも預金の増加をはかっていく方針です。

令和5年度事業計画の主要課題は第21次3ヵ年計画と同様以下の通りとしました。

1. コロナ禍における融資を柱とした支援力強化
2. コロナ禍を踏まえた信用リスク管理強化
3. 資金運用力の強化
4. 人材の確保と育成
5. 効率化・デジタル化推進
6. 内部管理態勢の強化

コンプライアンス態勢

「コンプライアンス」とは、法令の遵守だけに止まらず、金庫内の規程や種々の要領、あるいは社会的倫理についても遵守するという意味です。当金庫では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、その体制を整備するとともに、全役職員に「コンプライアンス・マニュアル」を配付しその考え方を徹底しています。

●コンプライアンスの組織体制

コンプライアンスを徹底するために、理事長以下役員を主要メンバーとして構成している「コンプライアンス委員会」を定期的開催するとともに、本部各部室及び各営業店にコンプライアンス責任者を配置し、会議、勉強会等を通じてコンプライアンスの重要性を認識させています。

●マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策について

当金庫はマネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置づけ、経営陣による関与の下、金融庁が公表した「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止対策に関するガイドライン」をふまえて、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止の基本方針と管理規程を定めています。

また、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止策として預金規定等を改定しました。

これらに基づき、お客様のお取引の内容・状況等に応じて、追加の確認資料等をお願いする場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

●反社会的勢力への対応

社会的に大きな問題となっている反社会的勢力（指定暴力団等）に対する対応についても、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定するとともに、「暴力団排除宣言」及び「反社会的勢力対応方針」を公表し、当該勢力との取引を排除する態勢を整備しています。

当金庫では各預積金・貸金庫規定などに「暴力団排除条項」を導入し、預金者や貸金庫の借り主などが反社会的勢力であると判明した場合、取引を停止したり、契約を解約させていただきます。

新たにお取引をお申込みいただく際には、反社会的勢力ではないことの表明・確約をお願いしておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

●振り込め詐欺救済法への対応

当金庫は「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（いわゆる「振り込め詐欺救済法」）に基づき、詐欺等に利用された預金口座について預金保険機構のホームページにて公告を行い、また、お問合せ窓口を設置し、預金口座残高を被害者の方々へお支払いしています。

また、オレオレ詐欺や預貯金詐欺等の特殊詐欺に対する職員の意識を高め、店頭やATMコーナーでのご高齢者への声掛けを徹底するなど、地元警察署との連携により、特殊詐欺防止に努めています。

●預金者保護法への対応

預金者保護法の施行により、「不正に預金等が払出された場合の対応要領」を制定し、万一、被害が発生した場合の被害者への補償ルールを取り決め、お客様に過失が無いときは、一定のルールに基づき原則補償することとしています。

【偽造盗難キャッシュカードの被害防止対策】

(1) ご利用できる暗証番号の制限

生年月日、同一数字の繰り返し、連続番号等の他の人から類推されやすい暗証番号はご指定いただけなくなりました。また、該当するお客様がATM取引をした場合、注意喚起の文言を掲示しご確認をいただいています。

(2) ATMによる異常取引の確認

当金庫では、ATMによる現金引出が異常と考えられる取引を検知しており、その場合はお客様に対して取引の正当性について確認しております。

(3) ATM取引の一部利用制限

当金庫では「特殊詐欺」からお客様をお守りするために、70歳以上で過去3年間にキャッシュカードを利用されていない場合は、出金限度額を1日あたり「10万円」とさせていただきます、キャッシュカードによるATMでのお振込みが出来ないよう制限をかけています。なお、出金限度額の引上げ、ATM振込みをご希望のお客様は、ご本人確認資料・お届出印・キャッシュカードをご持参の上、窓口へお申し出ください。

●個人情報保護法への対応

当金庫は、地域金融機関としての高い公共性を有していることから、お客様からの信頼を第一と考え、営業活動を続けています。したがって、個人情報の保護については、金庫の最重要課題の一つと捉え、法令に基づき、個人情報保護に関する適切、かつ有効な態勢を整備しております。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を適切に取得、管理する態勢を整備しております。

役職員の個人情報に対する知識や認識の向上を図るとともに、担当部署による確認チェック及び指導を行う等、お客様が安心してご利用いただけるよう、実効性ある管理態勢を図っています。

リスク管理態勢

当金庫は、経営の健全性を確保するため、適切なリスク管理態勢の確立を経営の重要な課題の一つとしています。激しく変化する環境のもとで、健全な金庫経営を維持するためには、様々なリスクを適切に管理する必要があります。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクの各カテゴリーごとの管理とともに、それぞれのリスクを横断的、統合的に管理する態勢を整備しています。

●統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、金融機関が直面する各種リスクを出来る限り統一的手法で計量化し、経営体力(自己資本)と比較、対照することによって、資本の十分性を検証するという自己管理型のリスク管理のことです。当金庫ではVaR等の統一的な尺度でリスクの数値化を進める等、リスク管理の高度化に向けた取り組みを行っています。

●信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。信用リスクの大部分は、融資業務より発生しますが、当金庫は業種別ポートフォリオの管理、大口貸出先の管理に加え、取引先の格付け等による融資先の把握を推進し、厳正な審査を行っています。

●市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場の変動により、資産・負債の価値が変動し金融機関が損失を被るリスク、及び資産・負債から生み出される収益が変動して損失を被るリスクのことです。当金庫では、余裕資金運用委員会を設置し、経営方針に基づき、収益性、安全性について十分検討を加え、資金の運用を行っています。

●流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金の確保が困難になるリスクのことです。当金庫では、不測の事態にも対応できるよう、資金の運用を、換金性の高い資産へ計画的に行うなど、資金繰りの健全性を維持しています。

●オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、金融機関の業務の過程、従業員の活動、システム等が不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的な事象により金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では具体的なカテゴリーとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクを定め、以下の通り管理しています。

(事務リスク)

事務リスクとは、事務処理上の過程で過失や故意により金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、事務処理を厳正に実施するため、各種の事務規程や要領等を整備し、業務の多様化に対応した研修会や勉強会を開催し、職員のレベルアップを図っています。また監査部門、リスク管理部門の点検、各部の事務指導部門の指導等により、適正な事務処理態勢を整備しています。

(システムリスク)

システムリスクとはコンピュータシステムの障害や誤作動、不備、不正利用等により金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では一般社団法人しんきん共同センターのシステムを共同利用することで、基幹システムのリスクを極小化しています。さらに当金庫で使用する、システム、パソコン等の情報資産は、管理方法を定め、厳正な日常の管理と、定期的な管理状況のモニタリングにより、システムリスク管理の徹底を図っています。また大規模地震等の緊急事態については、「緊急事態対応要領」に基づき対応することとしており、社会的要請と、お客様の安全確保等に対処できるよう態勢を整備しています。

(法務リスク)

法務リスクとは、法令等の遵守状況が十分でないことにより損失を被るリスク、法令改正や訴訟への対応が不十分で損失を被るリスクです。当金庫は法令等遵守態勢、顧客保護管理態勢等を、経営の重要な課題と位置づけ、態勢の整備を行っています。

(風評リスク)

風評リスクとは、各種リスクが顕在化することにより、噂話の拡大、あるいは報道等により生ずるリスクです。当金庫は、「信用不安等危機管理要領」を制定し、危機段階別に適正な対応ができる態勢を整備しています。

(人的リスク)

人的リスクとは、人事運営上の不公平、不公正、差別行為などから生ずる損失、損害を被るリスクです。当金庫では「ホットライン制度に関する規程」、「職場におけるハラスメント防止等に関する規程」、「公益通報者保護管理規程」等を制定し、公明正大な態勢を整備しています。

(有形資産リスク)

有形資産リスクとは、建物や各種設備が、災害、その他事象により損害を被るリスクのことです。当金庫では、計画的な点検整備の実施や、「緊急事態対応要領」に基づき、幅広く緊急事態に対応できる態勢を整備しています。

業務継続計画について

大地震などの危機事態に備え、速やかに業務を再開、継続するための「業務継続計画」を策定するとともに、その態勢整備、確立を図ることにより、必要な金融サービスの提供に努めています。

なお、危機事態への対応については風評・自然災害・システム障害・集団感染のカテゴリー毎に実務的マニュアル等を整備のうえ、実効性のある訓練を定期的実施しております。

金融ADR制度への対応

●苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は59～60ページ参照)または業務部(電話:03-3279-4480)にお申し出ください。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記業務部、または、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫業務部」にお尋ねください。

東京シティ信用金庫と地域社会

当金庫は、東京23区及び多摩の一部地域、千葉県・埼玉県の一部地域を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預りした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。



TOKYO CITY
東京シティ信用金庫

店舗数 30店舗

役職員 604名

お客さま
会員の皆さま
(会員数 47,297名)

預金積金 835,228百万円

地域の皆さまからご信頼を受けて、資産づくりのお手伝いをしております。今後も資産形成や運用にご活用いただける商品・サービスを提供します。

出資金 14,388百万円

会員の皆さまからの出資金に支えられています。

貸出金 588,061百万円

地域に還元するという方針のもと、地域の中小企業や個人の皆さまの資金ニーズにお応えするために安定供給に努めています。

その他の運用

地域の皆さまからお預りした大切な資金の一部で運用を行っています。運用にあたりましては安全性を第一に考えており、預け金と債券を中心に運用しています。

文化的・社会的貢献

当金庫は地域社会の一員として地域活性化に向けた取り組みや地域とのふれあいを通じて、皆さまのお役にたつような様々な活動を行っています。

支援サービス

お取引先に対し、資金面での支援だけではなく、地域経済の再生・活性化へ向けて当金庫では、営業店と本部が一体となり、中小企業の経営改善に取り組んでいます。



この1年の歩み

令和4年 4月 1日	・第43回懸賞付定期預金の取扱いを開始。 ・東京都独自融資制度「東京プラスサポート(オリックス株式会社保証付)」の取扱いを開始。
令和4年 4月28日	・当金庫にて年金受給されている方に対して、旅行や観劇等特典のご案内や地元サークル、老舗店、地元の有名人の紹介等様々なサービスを提供している「名優会」の会報誌を約3万冊発送致しました。
令和4年 7月13日	・地域住民への社会貢献活動として、上期に5台、下期に5台、計10台の車椅子を都内10箇所のお寺・病院・デイケアセンター等へ寄贈致しました。
令和4年 7月19日	・株式会社クレディセゾン保証付住宅ローンの取扱いを開始。
令和4年10月 3日	・第44回懸賞付定期預金の取扱いを開始。
令和4年11月 8日	・日本橋税務署主催のインボイス制度説明会を開催し、46名のお客様にご参加いただきました。
令和4年11月22日	・中央区しんきん協議会の幹事金庫として中央区ビジネス交流フェア2022バイヤー商談会を中央区と共催致しました。参加バイヤーは9社と過去最大となり、全48商談が行われました。
令和5年 1月20日	・全店舗にデジタルサイネージを設置いたしました。
令和4年4月1日～ 令和5年 3月31日	・今年度も「エコキャップ運動」を推進し、お客様の多大なるご協力のもと、1年間で939,500個、ポリオワクチン939人分の協力ができました。今後も、引続き活動を継続してまいります。 ・特殊詐欺の発生が依然として増加を続けている中、当金庫ではお客様にご協力をいただきながら、金庫全体で防止に努めました。これからも職員一同詐欺未然防止に努めてまいります。



一般社団法人 東京都信用金庫協会 他主催による優良企業表彰式



地元のお祭りに参加(本店)

「地域密着型金融」の取り組み

当金庫では、「地域密着型金融」に取り組んでおり、単に資金提供者としてではなく、お取引先企業のライフステージや事業の持続可能性等に応じた支援を行っております。

情報・人材を多面的に活用し、経済的な側面だけでなく、社会的・環境的な貢献活動にもバランスよく取り組み、地域全体の活性化と持続的な成長に貢献してまいります。

1. 多様なニーズに対応する商品の充実

令和4年度は、昨年度に引き続き各種コロナ対策のご融資を中心に取上げるとともに、各種給付金・補助金・助成金等の情報提供を積極的に行いました。コロナ対策のご融資以外では、令和4年4月より東京都独自融資制度「東京プラスサポート」の取扱いを開始いたしました。また、法人のお客様を対象とした事業安定のための「ジャンプ」、借入により経営改善が見込まれる「サポート」と「ゴーアップ」、地元商店街組合及び構成員を対象とする「地域活性化ローン」、日本政策金融公庫と連携し、地域の中小企業の皆様の資金面をサポートするシティ地域応援ローン「絆」を販売しております。個人では、令和4年7月より年収金額制限、勤続年数制限等を設けず幅広い皆様にお申し込ただける「株式会社クレディセゾン保証付住宅ローン」の取扱いを開始、収益物件建築の為の「大家さん」、更には、よりリーズナブルな賃貸経営を求める方の為の「うるおい」、お子様の大学教育資金の支払時期に返済額が軽減できる「子育て支援住宅ローン」、ご融資対象の土地建物に対して担保設定不要の「無担保住宅借換ローン」、空き家解体費用及びそれに伴う諸費用に利用できる「空き家等活用支援ローン」、使い道はご自由で手続き・書類が簡単なインターネットでの申込み可能な「シティきゃっするフリーローン」、更には「GO速球」や「カードローンきゃっする」と、お客様のお役に立つ商品をご用意しております。



事業の飛躍、経営課題を解決するための資金です



日本橋法人会との連携で事業の飛躍を支援します



自己所有地に建てるアパート・マンション等賃貸住宅の建築資金及びリフォーム資金です



アパート・マンション等賃貸住宅の購入資金及び他行肩代わり資金です



年収金額制限、勤続年数制限等を設けず幅広い皆様にお申し込みいただけます



お子様が大学等在学の期間中、お申し出により返済額を最大50%軽減させていただきます



手続き簡単、最高500万円までです



お使い道は自由（事業性は除く）です

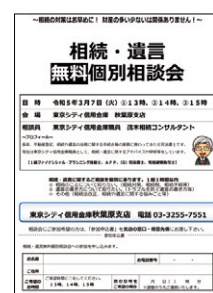


60歳以上で年金受給されているお客様がご利用いただけます

2. お客様の課題解決支援

(1) 相続・遺言に関する相談

相続や遺言に関する相談業務は、お客様からとてもご好評をいただいているサービスの一つです。相続は誰もいつか考えなくてはならない問題で、ある程度解っているという方も多いのですが、当金庫では、専任の相談員を置いて対応していますので、お客様からは「解っているつもりだったが初めて聞くことが多かった。」というご感想を多くお寄せいただいています。なお、令和4年度の「相続セミナー」は新型コロナウイルス拡大防止の観点から中止といたしました。令和5年度は実施予定です。また、個別相談は随時受け付けておりますので、是非ご利用ください。



(2)事業承継支援

法人の相続ともいえる事業承継は、長期にわたる事前の準備が必要です。当金庫では、専門部署による対応のほか、信金キャピタル株式会社、株式会社日本M&Aセンター、株式会社トランビ等の提携ブレーンと共にサポートいたします。

(3)年金に関する相談

年金に関する専門グループを設置して、年金のお受け取りまでの手続きのサポートや、年金に関するご相談にお応えしています。令和4年度は3,460件のご相談をいただきました。

(4)職員の能力向上

職員の応談能力向上のため、お客様の業種を捉えて適切な対応を目指す「勉強会・FST(フィールド・セールス・トレーニング)研修」を行なっています。また、将来の店長候補を育てるために「シティ大学(経営講座)」を開催しています。

(5)その他

様々なお客様の課題について、東京都や中央区等の官公庁や東京商工会議所・中小企業経営支援センター(中小企業診断士の団体)、(株)エフアンドエム、(株)タナベ経営等のコンサルタント会社等、外部ブレーンのノウハウも利用して解決の道筋をつけてまいります。

3. SDGs活動の取り組み

SDGsとは2015年に国際連合で採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のためのアジェンダ2030」に記載された国際目標です。世界中の企業や団体が共に実現を目指す17の目標である、世界的な貧困や飢餓、天然資源の枯渇、地球環境の保全といった様々な課題を解決して、持続可能でよりよい社会の実現を目指して参ります。当金庫は令和3年10月1日SDGs宣言を行い、それまでの社会貢献活動(CSR)も含めて活動をしています。

(1)車いすの寄贈

令和4年度は押上、深川、野方、赤羽、東王子、砂町、菊川、玉川、中野、豪徳寺のお客様へ合計10台寄贈いたしました。



車いす寄贈(中野支店)

(2)エコキャップ運動

令和4年度も「エコキャップ運動」を推進し、お客様の多大なるご協力のもと、1年で939,500個、ポリオワクチン939人分の協力ができました。今後も引き続き活動を継続してまいります。



エコキャップ運動(キャップ回収作業)

(3)特殊詐欺の防止

特殊詐欺の被害に遭われた皆様の落胆ぶりは深刻で、私共はそれを目の当たりにしていますので、被害を食い止めたいという思いは人事ではなく「自分事」と考えております。多くの皆様が「このことは家族に内緒にして欲しい」とおっしゃるのが、家族にも相談できない問題である事を表しています。当金庫は「躊躇せずホットラインを使用する」ことを徹底し、特殊詐欺撲滅に取り組んでおります。

【特殊詐欺防止実績表】

年 度	事件件数	防止成功件数	防止失敗件数	防止成功率
平成28年度	11件	10件	1件	90.9%
平成29年度	9件	5件	4件	55.5%
平成30年度	15件	11件	4件	73.3%
令和元年度	1件	1件	0件	100%
令和2年度	7件	6件	1件	85.7%
令和3年度	7件	5件	2件	71.4%
令和4年度	5件	5件	0件	100%



特殊詐欺防止の表彰(京橋支店)

4. 新型コロナウイルス感染症(コロナウイルス感染症2019)への対応

コロナウイルス感染症は感染症法上、入院勧告や就業制限などの厳しい措置がとられる2類相当以上の扱いから5類に引き下げられましたが、当金庫では職員の就業時でのマスクの着用、手指のアルコール消毒を実施し感染防止に努めています。

※当ディスクロージャー誌の写真撮影の際、一部マスクを外して撮影しています。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

当金庫は、お客様の経営課題に向けて最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、関係機関や外部機関と連携を図りながら、十分な時間をかけて実行支援致します。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

- ①東京都中小企業活性化協議会・東京都中小企業振興公社・東京商工会議所等の外部機関及び中小企業診断士・税理士・弁護士等の外部専門家を活用して、当金庫職員の有資格者(司法書士・中小企業診断士・社会保険労務士・宅地建物取引士・認定事業再生士・事業再生士補・CFP・AFP・1級FP技能士等)と連携した経営支援を実施しています。
- ②お客様の様々なライフステージや経営課題に対応するため、東京都中小企業診断士協会、日本公認会計士協会、日本政策金融公庫東京中央支店、及び東京支店、商工組合中央金庫本店営業部、TKC東京中央会との間で業務連携を結び、お客様が直面する経営課題やニーズの解決を図るための支援を実施しています。
- ③経営支援のための知識習得として、各種資格に奨励金制度を設けています。また、外部専門家と連携した支援活動には、当金庫職員も同席して支援のノウハウを習得しています。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

当金庫は、平成25年8月に「東京シティプラットフォーム」を代表機関として組成しました。令和4年度もこの地域プラットフォーム機能を発揮すべく、国や東京都の各中小企業支援機関と連携して、ライフステージに応じた経営支援に取り組ましました。

- ①創業・起業の支援
 - ・東京都の「女性・若者・シニア創業サポート事業」における融資相談窓口として創業者の支援に取り組ましました。
 - ・日本政策金融公庫との連携で創業融資の支援に取り組み、65件/350百万円の実績があります。
- ②成長段階における支援
 - ・クラウドファンディング事業者との連携による、クラウドファンディング「hajimari」(当金庫ネーミング)による販路拡大支援に取り組み、令和4年度は3件のインターネットサイトの掲載により、合計12百万円の支援実績がありました。
 - ・国や東京都の各種補助金・助成金事業を積極的に発信し幅広い支援を実施しました。
 - ・政府系金融機関である日本政策金融公庫と商工組合中央金庫と連携して資金繰り支援を実施しました。
- ③経営改善・事業承継等の支援
 - ・国や東京都の各中小企業支援機関と連携して28先の経営改善・事業承継等を実施し、当金庫単独での経営支援は45先に対して実施しました。
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者に対する「事業復活支援金」は213先、事業再構築補助金については中小企業庁より認定された経営革新等支援機関としての累計37先のお客様に対して確認書を発行することにより申請に当たったの支援を実施しました。



クラウドファンディングのホームページ

経営改善支援の取組実績(令和4年4月～令和5年3月)

(単位:先数)

		期初 債務者数	うち 経営改善支援 取組み先数	αのうち期末に債 務者区分がラン クアップした先数	αのうち期末に債 務者区分が変化 しなかった先数	αのうち再生計画 を策定している 全ての先数	経営改善 支援取組 み率	ランクアップ 率	再生計画 策定率
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先	①	7,793	1		1	0	0.0%		0.0%
	うちその他要注意先	847	42	0	39	14	5.0%	0.0%	33.3%
	うち要管理先	9	1	0	1	0	11.1%	0.0%	0.0%
破綻懸念先		229	9	0	6	1	3.9%	0.0%	11.1%
実質破綻先		28	3	0	2	0	10.7%	0.0%	0.0%
破綻先		14	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計(②～⑥の計)		1,127	55	0	48	15	4.9%	0.0%	27.3%
合計		8,920	56	0	49	15	0.6%	0.0%	26.8%

4.地域活性化に関する取り組み状況

●ソリューション営業

当金庫経営理念の「使命」に謳われる「地域密着の価値ある金融サービスを通じて、地域のお客様の豊かな未来を」創造する為、得意先係員が行う営業スタイルです。お客様満足度の高い金融サービスとコンサルティング機能を発揮するために、個々のお客様の持つ様々な課題を伺わせて頂き、ビックデータとして集積していくと共に外部機関等との連携により、多様な課題解決策をご提供いたします。

ソリューション営業については当金庫動画アーカイブズ「ソリューション営業」や「密着!得意先係」も併せてご覧ください。



ソリューション営業会議



◀動画はこちらから



動画アーカイブズのHPバナー

●創業に関わる支援活動

東京都の「女性・若者・シニア創業サポート事業」における融資相談窓口として創業者の支援に取り組みました。

●財務コンサル部門

専任の財務コンサル担当職員を置いて相続等お客様の疑問にお答えするばかりでなく、様々な支援活動を実施しています。



●中央区ビジネス交流フェア2022

金庫のお客様に直接バイヤー様と接触する機会を持っていただくことは、最も直接的な販路拡大に対するお手伝いとなります。令和4年度のバイヤー様は9社を招聘することができ、過去最大でした。商談数は48商談を行うことが出来、これも過去最大です。さらに令和5年度も例年通りの開催を目指し、中央区をはじめ各共催団体と手を携えながら進めていく所存です。すでに過去開催は5回を数え令和5年度は6回目の開催です。事前支援として参加サプライヤーの紹介ブログ「東京シティのある街で」に32社の記事を掲載し、今後動画での顧客紹介も計画しています。「今できることを今やっていく」をモットーに現実的な顧客支援を進めて参ります。



商談の様子



区長と挨拶

5.「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和4年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は930件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は14.65%、保証契約を解除した件数は75件です。

名優会

当金庫で年金をお受け取りいただいている方を対象にした年金友の会です。

「東京シティ名優会」では、会員の皆様へ様々なサービスを提供しています。

当金庫で年金をお受け取りいただいている方に「名優会」誌をお送りしています。取材・写真撮影・記事作成・編集まで全て職員が行っています。24ページの小冊子ですが、お客様に伺って作成しております。



「名優会」の会員になるには…

東京シティ信用金庫で年金をお受け取りいただいている方は、自動的に会員となります。また、会員の方にはお名前の入った会員カードをお届けします。次頁の会員特典を受ける際に必要となりますので、大切にお持ちください。

- 年会費は無料です。
- 入会に関しての費用は一切かかりません。



名優会の特典

■しんきん健康サポートプラン

0120-650-310(無料フリーダイヤル)

ご本人およびご家族の方が24時間(祝祭日を除く)いつでも無料でご利用いただけます。

■誕生日プレゼント

誕生日に、バースデーカードとプレゼントをお届けします。



■会報誌「名優会」の提供

■年金旅行・観劇会の割引利用

年金旅行・観劇会に、会員特別割引料金でご参加いただけます。



■団体傷害保険の加入

任意で団体傷害保険に加入いただけます。2つのコースの天災補償あり・天災補償なしからお選びください。

標準コース・天災補償なし	¥17,000
標準コース・天災補償あり	¥17,940
サポートコース・天災補償なし	¥22,330
サポートコース・天災補償あり	¥23,270

■ホテル・旅行会社の割引利用

名鉄観光サービス・西鉄旅行・近畿日本ツーリスト・熱海大観荘・鴨川グランドホテルと提携しています。

■年金「何でも」相談

0120-664-461(無料フリーダイヤル)
年金に関するあらゆるご質問にお答えします。

■人間ドックの割引利用

都内の医療機関6カ所と提携しています。

■健康ランドの割引利用

都内の健康ランド1カ所と提携しています。

■年金感謝キャンペーン

令和4年度ご好評いただきました年金感謝キャンペーンの抽選券を2023年28号もお付けいたしました。南魚沼産コシヒカリの新米5キロを200名様にプレゼントいたします。



「名優会」トピックス

令和5年3月7日から15日にかけて、懸案でありました、「小江戸佐原と鹿島・香取神宮」年金バス旅行に727名の皆様のご参加を得て実施できました。コロナ禍による中止の連続の後、悲願の実施でありましたが、お客様が喜んでいただいているのがひしひしと伝わって実施部署はほっと胸をなでおろした状態です。令和5年度は、これも3年延期してきた山陰旅行、この秋実施する予定でありますので、引き続き皆様のご参加をお願い申し上げます。



これから年金をお受取りになる方へのサービス(無料)

当金庫では、年金のお受取について下記のサービスを実施しています。

- 年金加入(納付)期間・年金受給資格・年金受取額の調査の代行をします。
- 年金の新規裁定請求手続きの代行をします。
- 裁定請求書の記入方法、新規裁定請求手続き時の必要書類をご案内します。

※年金のお受取準備・裁定請求手続・お受取中の手続きに関するお問い合わせは無料のフリーダイヤルで受付けています。

フリーダイヤル

0120-664-461

■年金旅行などのご案内は、東京シティ動画アーカイブズでご覧いただけます。



動画アーカイブズのHPバナー

●下記のQRコードを読み取ると旅行の動画がご覧いただけます。

第147回国内旅行(予定)
「出雲大社と山陰の名湯」
の動画はこちら▶



令和4年度に実施した
「小江戸佐原」と「鹿島神宮・香取神宮」
の動画はこちら▶



総代会のしくみ

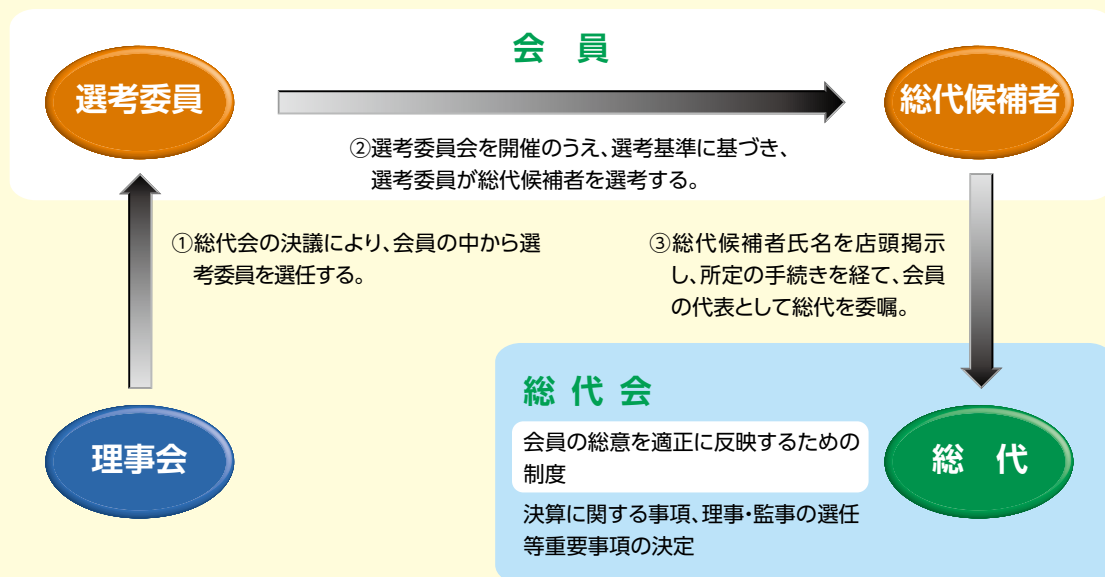
総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員の皆様一人ひとりの意見を最大限に尊重する協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会としての開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて会員の中から選出された総代によって構成される、総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の皆様の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆様とのコミュニケーションを大切にして、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代会は、会員の皆様一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、80人以上120人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。なお、令和5年4月26日現在の総代数は75人で、会員数は、47,297名です。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。

そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準^(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(注) 総代候補者選考基準

① 資格要件

- 当金庫の会員であること

② 適格要件

- 総代としてふさわしい見識を有している方
- 良識をもって正しい判断ができる方
- 人格に優れ、当金庫の理念・使命を充分理解している方
- その他総代選考委員が適格と認めた方

第73回通常総代会の確定決議事項

第73回通常総代会では、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり、承認可決されました。

1. 報告事項

第1号報告 監事の監査報告

第2号報告 第73期 令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告

2. 決議事項

第1号議案 第73期 令和4年度剰余金処分案承認の件

第2号議案 会員の除名に関する件

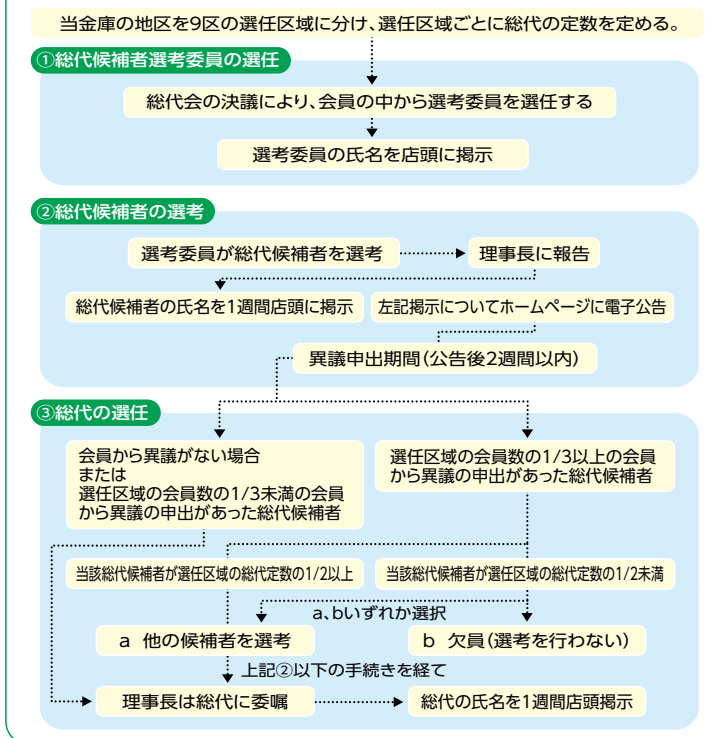
第3号議案 理事11名選任の件

第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

第5号議案 総代候補者選考委員29名選任の件



総代が選任されるまでの手続きについて



総代の氏名等

個人情報保護の観点からお名前前の記載につきましては、ご承諾を得ています。

(令和5年4月26日現在) 敬称略・順不同

選任区域		人数	氏名					
1区	千代田区・港区・台東区	8人	鈴木 勝也 ⑧	大塚 清 ⑧	長谷川正雄 ⑧	柴崎 祐一 ③	櫻井 裕司 ①	
			田口 洋司 ⑥	田中 良一 ⑥	高橋 誠 ④			
2区	中央区	7人	今村 勇雄 ⑧	橋本 敬 ⑧	堀内 榮一 ⑧	高野 享士 ⑧	南川 仁 ⑧	
			柴川 賢 ⑧	広田 忠勇 ⑧				
3区	新宿区	6人	池田 哲雄 ⑧	飯田 幹夫 ⑧	加藤 怜 ⑧	上田 邦彦 ⑧	横山 繁 ②	
			渡邊 暁 ②					
4区	品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・武蔵野市・三鷹市・調布市・府中市・狛江市・小金井市・西東京市(旧保谷市)	11人	加藤 俊男 ⑧	松浦 啓雄 ③	原田 眞 ②	色川 節夫 ⑧	初鹿野一良 ⑦	
			近藤 昌嗣 ⑧	粕谷 孝一 ⑧	高橋 貞雄 ⑧	川田 勝哉 ⑧	熊崎 善隆 ①	
			田中 敏夫 ②					
5区	江東区・江戸川区・市川市・浦安市・松戸市	12人	飯島 隆典 ⑧	伊佐野勝利 ④	飯嶋 久夫 ⑧	大西 隆三 ⑧	杉浦 富夫 ④	
			高橋 進 ⑧	岡安 栄一 ⑧	伏島 泰全 ②	久松信太郎 ⑧	平本 昭英 ⑤	
			岡村 忠雄 ⑤	西條 和典 ②				
6区	文京区・墨田区・荒川区・足立区・川口市・三郷市・八潮市・草加市	8人	黒木 清隆 ⑥	塚本 勲 ⑧	鈴木 國照 ⑧	田篠 修三 ⑧	五十嵐 猛 ⑧	
			小石川芳夫 ①	川村 恭典 ⑧	熊地 光広 ②			
7区	葛飾区	10人	飯島 豊 ⑧	鈴木 敬 ⑧	木元 健一 ⑤	清水達太郎 ⑧	奈良橋健造 ③	
			鈴木 茂雄 ⑤	宮田 勝正 ⑧	石川 輝夫 ⑧	成田 義彦 ①	竹本 幸男 ⑥	
8区	中野区・杉並区・練馬区	6人	渡部 記春 ⑧	酒井 茂 ④	植松 俊次 ②	合屋 修己 ②	藤原 義治 ⑤	
			水嶋 雅弘 ⑤					
9区	豊島区・板橋区・北区・戸田市・朝霞市・和光市・さいたま市(旧浦和市)	7人	長岡 昭治 ⑧	羽鳥 賢 ⑧	宇野 功 ⑧	後藤 昭司 ⑦	阿部 成一 ①	
			上田 三雄 ⑧	半田 豊文 ②				
		75人						

*氏名の後の数字は総代への就任回数

総代の属性別構成比

職業別	法人代取(会長)92.00%・個人事業主6.67%・個人1.33%
年代別	70代以上81.33%・60代14.67%・50代4.00%
業種別	製造業22.67%・卸小売業22.67%・不動産・物品賃貸業26.67%・サービス業16.00%・運輸業4.00%・建設業5.33%・情報通信業1.33%

サービス内容

種 類	内 容 と 特 色
当座預金	小切手・手形などをご利用いただける預金です。事業をなさっている方に最適です。
普通預金	お一人に一冊。サイフがわりに、家計簿がわりにお気軽にご利用いただけます。また、公共料金や各種クレジット代金の自動引き落とし、給与や年金の自動入金にもご利用ができます。さらに、キャッシュカードにより、全国の金融機関及びゆうちょ銀行のATMを利用して、現金のお引き出しができます。
スーパー普通預金	3段階の金利でまとまった資金の運用に有利です。お預け入れ、お支払方法、機能等は従来の普通預金と同様でキャッシュカードのご利用もできます。
決済用普通預金	お利息はつきませんが、預金保険制度により全額保護されます。お預け入れ、お支払方法、機能等は従来の普通預金と同様でキャッシュカードのご利用もできます。
総合口座	個人の方がご利用できる「貯める、使う、借りる」を1冊にした便利な預金です。イザというときには定期預金としてお預かりの90%以内、最高300万円まで自動的にご融資させていただきます。
貯蓄預金	個人の方がご利用できます。お預け入れ残高に応じて利率を設定しており、お手元に置きたい余裕資金のお預け入れに便利です。
通知預金	高額の短期的な資金の運用に最適な預金です。(7日以上のお預け入れが条件です。)
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。お利息は非課税扱いです。
大口定期預金	1千万円以上のまとまった資金の運用に安全で有利な利回りの預金です。お預け入れは1ヵ月～5年以内でご自由にお選びいただけます。
スーパー定期預金	1千万円未満の資金の運用に安全で有利な利回りの預金です。お預け入れは1ヵ月～5年以内でご自由にお選びいただけます。個人の方で3年、4年、5年ものは、半年複利で更にお得な利回りとなります。
期日指定定期預金	個人の方がご利用できます。期間は3年で1年経過後は、1ヵ月前のご通知でいつでも自由にお引き出しできます。また、1年複利でお得な利回りとなります。
変動金利定期預金	6ヵ月ごとに金利が変わる時代の先を読む定期預金です。1年～3年の期間でお選びいただけます。
スーパー積金	将来のプランに合わせて、毎月お積み立てしていただきます。1回の掛金は5,000円以上で、期間は6ヵ月～60ヵ月です。
財形年金預金 財形住宅預金	お勤めの方の住宅資金や財産づくりのため、お勤め先を通して、毎月の給与やボーナスから天引きしてお積み立てしていただく預金です。550万円まで非課税の特典があります。
外貨預金	米ドルを中心に普通預金でお預かりします。米ドル以外の外国通貨でのご預金もお取り扱いできます。
しんきん相続信託 こころのボタン	ご本人に万が一のことがあったときに、ご家族が必要となる資金をすぐに受け取ることができます。
しんきん暦年信託 こころのリボン	年間110万円までの贈与税の非課税枠を活用したご家族への生前贈与の手続きをサポートします。
後見制度支援預金	成年後見制度利用者の財産保護・不正引き出しを防止することを目的とした普通預金です。入金・出金等は、家庭裁判所の指示書が必要となります。

法人用

夏の 定期預金

ALTAIR

アルタイル
—ひこぼし—

適用金利(1年物)

0.03%

【取扱期間】 令和5年6月1日(木)～令和5年9月29日(金)

募集期間	15日(月)～16日(火)～9月(金)迄
申込対象	法人の方、または法人関係者でなくともお申し込みできます。新規開通し申し込み、お申し込みから4日以内に口座振替が設定された方のみで、お申し込みの期間中はお申し込みできません。
申込可能期間	令和5年9月30日(金)迄(金曜祝日、元日を除く。お振替の滞りがない方がおすすめです。)
申込金額	10万円以上1,000万円以内の円貨の預金となります。(＝)
適用金利	1年物 0.03% 法人とお客様の関係性は0.025%となります。 お振替の滞りがない方がおすすめです。
税金	法人について、平成25年12月1日から令和9年12月31日までの特にお支払われれば、源泉徴収対象外となります。平成25年12月31日～令和9年12月31日までの特にお支払われれば、源泉徴収対象外となります。平成25年12月1日～令和9年12月31日までの特にお支払われれば、源泉徴収対象外となります。平成25年12月31日～令和9年12月31日までの特にお支払われれば、源泉徴収対象外となります。平成25年12月31日～令和9年12月31日までの特にお支払われれば、源泉徴収対象外となります。

詳しくは、営業担当にお電話ください。 ※営業時間内でのみ対象となります。

東京三菱信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/to-city/to>

第45回

ニュー

満期ごとに抽選で現金をプレゼント！

賞金本数 5,750名

懸賞付定期預金

★毎年あたるチャンスがあります！

1等

50万

2等

100万

3等

500万

4等

5,000万

10万円

（毎月7回抽選）

特別賞① 50万

品目ホテルペア宿泊券

（お取扱い期間） 令和5年4月3日（月）～令和5年9月29日（金）

（抽選日） 令和6年3月8日（金）

特別賞② 50万

豪華カタログギフト

（お取扱い期間） 令和5年4月3日（月）～令和5年9月29日（金）

（抽選日） 令和6年3月8日（金）

【お取扱い期間】 令和5年4月3日（月）～令和5年9月29日（金）

【抽選日】 令和6年3月8日（金）

【お取扱い期間】 令和5年4月3日（月）～令和5年9月29日（金）

【抽選日】 令和6年3月8日（金）

*お取扱い期間中に当選した場合は、抽選日から有効期限が経過する場合があります。

[illegible]

■ご融資（個人ローン）

（令和5年7月1日現在）

商 品 名	特 徴	資金使途	期 間	限度額	担保・保証人
子育て支援住宅ローン	産休・育休・子育てに伴う時短勤務による収入減少中または、お子様が大学在学の期間中は、お申出によりご返済金額を最大50%軽減させていただきます。	住宅の購入・新築・増改築、借換資金に	35年以内	1億円	ご融資対象の土地建物に抵当権を設定します。 しんさん保証基金の保証を利用しますので、保証人は原則不要です。
シティ住宅ローン 「セゾンの住宅ローン」	申込上の年収金額制限、勤続年数制限等を設けておりませんので、幅広く審査受付可能です。	住宅の購入・新築・増改築（セカンドハウス・別荘含む）、借換資金に	50年以内	2億円	ご融資対象の土地建物に抵当権を設定します。 （株）クレディセゾンの保証を利用しますので、保証人は原則不要です。
シティ住宅ローン 「住まいる いちばん」	「評価額の100%+諸費用」を低金利でご融資いたします。	住宅の購入・新築・増改築、借換資金に	35年以内	1億円	ご融資対象の土地建物に抵当権を設定します。 全国保証㈱の保証を利用しますので、保証人は原則不要です。
シティ住宅ローン「夢づくり」 金利は変動金利型と3年、5年、10年固定金利型の4タイプ、さらに最長30年の全期間固定金利型をご用意しています。	保証会社の保証が不要です。	住宅の購入・新築・増改築、借換資金に	35年以内	6,000万円	ご融資対象の土地建物に抵当権を設定します。 保証人が必要です。
無担保住宅借換ローン	ご融資対象の土地建物に対して担保設定不要です。	住宅の借換資金に	20年以内	2,000万円	不要 （保証会社の保証を要します。） 保証人原則不要。
3大疾病保障付住宅ローン	がん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定のお支払事由に該当されたら住宅ローンの返済が不要になります。	住宅の購入・新築・増改築、借換資金に	35年以内	6,000万円	ご融資対象の土地建物に抵当権を設定します。

個人ローン	マイカーローン	手続き・書類が簡単でインターネットでの申込可能です。	車・バイク購入、車検修理他	10年以内	1,000万円	不要 (保証会社の保証を要します。但し、保証人が1名以上必要となる場合があります。) 事業資金にはご利用いただけません。
	カーライフプラン	手続き・書類が簡単です。審査もスピーディです。	車購入、車検・修理・免許取得費用等	10年以内	1,000万円	
	Ecoカーライフプラン	Ecoカー購入におトクなプランです。	Ecoカー減税対象車両の購入資金(中古車両も可)	10年以内	1,000万円	
	進学プラン	低金利・元金の据え置きもできます。	幼稚園から大学院までの入学金・授業料等	16年以内	1,000万円	
	リフォームプラン	快適な生活へのさまざまなご提案をします。	自宅の増改築・修理・改装費用等	15年以内	1,000万円	
	Ecoリフォームプラン	Eco機器・工事におトクなプランです。	自宅の増改築・修理・改装費用等	15年以内	1,000万円	
	一般個人ローン(フリープラン)	いろいろな消費資金にご利用いただけます。	自由(但し事業資金、旧債返済資金は除きます)	10年以内	500万円	
	空き家等活用支援ローン	空き家解体費用及びそれに伴う諸費用にご利用いただけます。	空き家を賃貸するための費用、解体に関わる費用等	10年以内	500万円	
職域フリーローン	当金庫職域/パートナー契約を締結した事業所に働く方がご利用いただけます。	自由(但し事業資金は除きます)	10年以内	500万円	不要 (保証会社の保証を要します。) 保証人原則不要。	

シティフリーローン	GO速球（個人向）（事業者向）	手続き簡単（見積書・年収証明不要）消費資金だけでなく事業資金にもお使いいただけます。	自 由	10年以内	500万円	不要 （保証会社の保証を要します。）
	シティきゃっするフリーローン	事業資金を除く使い道は自由にご利用いただけます。	自 由	10年以内	900万円	不要 （保証会社の保証を要します。） 保証人原則不要。

カードローン	シティ定額カードローン	限度内で繰り返しご利用いただけます。	自 由	3年（審査により自動更新）	20～100万円	不要 （保証会社の保証を要します。）
	シティきゃっする				10～900万円	
	シニアきゃっする	限度内で繰り返しご利用いただけます。（60歳以上69歳以下の年金受給されているお客様）	自 由	3年（審査により自動更新）	10～50万円	不要 （保証会社の保証を要します。）

■ ご融資（事業資金）

（令和5年7月1日現在）

種 類		内容と特色
固有業務	手形割引	商取引に基づいて振り出された手形の割引をします（でんさい割引のお取扱いもいたします）。
	手形貸付	仕入資金など、短期資金が必要な場合にご融資します。
	証書貸付	設備資金など、長期資金が必要な場合にご融資します。
	当座貸越	必要な運転資金を回復してご利用いただけます。
その他	制度融資	東京都の制度融資（小規模企業向け融資・一般事業資金融資・東京プラスサポート・創業融資・産業力強化融資・経営支援融資等）
		東京信用保証協会の制度融資
		当金庫の支店所在地にある都内各区の制度融資
		埼玉県信用保証協会、千葉県信用保証協会、千葉県及び浦安市の制度融資
	代理貸付	信金中央金庫、日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構
		独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構
	債務保証	一般債務の保証のほか、代理貸付の保証をします。
	法人向けフリーローン 「輝～かがやき～」	使い道自由の事業性資金ローンです。法人格の方がご利用いただけます。

■ ソリューションローン…お客様の課題解決のお役に立つよう商品を揃えています

（令和5年7月1日現在）

商 品 名		資金使途	担 保	期 間	限度額
ソリューションローン	事業安定資金 「ジャンプ」	事業の飛躍、経営課題を解決するための資金	無担保型	運転5年・設備7年以内	1,000万円以内
			有担保型	運転10年・設備15年以内	1億円以内
	事業安定資金 「ジャンプ日本橋」	日本橋法人会との連携で事業の飛躍を応援します	無担保型	運転5年・設備7年以内	3,000万円以内
			有担保型	運転10年・設備15年以内	3億円以内
	経営改善資金 「サポート」	経営改善に必要な資金	有担保型	運転10年・設備15年以内	2億円以内
	事業再生資金 「ゴーアップ」	事業の再生に取組むための資金	有担保型	運転10年・設備15年以内	1億円以内
	地域活性化ローン	地元商店街組合及びその商店街構成員の方へのご融資	原則無担保 （必要に応じてご提供いただく場合もございます。）	5年以内	組合1,000万円以内 構成員500万円以内
	アパート・マンションローン 「大家さん」	自己所有地に建てるアパート・マンション等賃貸住宅の建築資金・及びリフォーム資金	有担保型	30年以内 但し耐用年数以内	3億円以内
ソリューションローン	アパート・マンションローン 「うるおい」	アパート・マンション等賃貸住宅の購入資金・及び他行肩代わり資金	有担保型	30年以内 但し耐用年数以内	3億円以内
	アパート向けリフォームローン	賃貸を目的とした物件の増改築資金・住宅設備機器購入資金	無担保型 （保証会社の保証を要します。）	15年以内	1,000万円以内
	シティ地域応援ローン「絆」 （日本政策金融公庫との連携）	創業資金・事業承継資金・本業支援資金	原則無担保 （必要に応じてご提供いただく場合もございます。）	融資制度に応じて設定	創業資金2,000万円 事業承継資金・ 本業支援資金1億円



主な商品とサービスのご案内

●振込手数料(1件につき)

窓口扱い	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
5万円未満(会員外)	220円	220円	605円
5万円以上(会員外)	330円	440円	770円
会員の方	220円	220円	550円
ATM利用	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
5万円未満	110円	110円	385円
5万円以上(現金)	220円	330円	550円
5万円以上(預金振替)	110円	220円	440円
E・B利用	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
1万円未満	無料	110円	275円
1万円以上	無料	220円	330円
WEB-FB、WEB-Mini利用	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
1万円未満	無料	110円	385円
1万円以上	無料	220円	440円
共同利用型テレホンバンク利用	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
	110円	220円	330円
個人インターネットバンク利用	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
	110円	220円	330円

●E・B関係基本手数料

アンサー基本手数料(月額)	1,100円
H・B基本手数料(月額)	2,200円
F・B基本手数料(月額)	2,200円
WEB-FB基本手数料(月額)	5,500円
WEB-Mini基本手数料(月額)	2,200円

●給与振込手数料(1件につき)

2営業日前までの持込み	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
	110円	220円	220円
E・B利用3営業日前までの登録	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
	0円	0円	55円
前営業日・当日の持込み	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
5万円未満(会員外)	220円	220円	605円
5万円以上(会員外)	330円	440円	770円
会員の方	220円	220円	550円

●定額自動振込手数料(1件につき)

	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
5万円未満(会員外)	110円	110円	385円
5万円以上(会員外)	220円	220円	550円
会員の方	110円	110円	330円

●代金取立手数料(1件につき)

電子交換	660円
個別取立(※)	1,100円

※電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手等郵送対応が必要なもの

●その他為替関係手数料(1件につき)

送金・振込の組戻料	660円
不渡手形返却料	1,100円
取立手形組戻料	1,100円
取立手形店頭呈示料	660円
依頼返却手数料	1,100円
異議申立事務手数料	5,500円
定型振込依頼書発行手数料(1枚)	110円

●でんさい手数料

基本料(月額)	1,100円
---------	--------

でんさい手数料 発生・譲渡・分割記録(1件につき)

お取引種類	本部代行		
	PC利用	当庫あて	他行あて
発生記録請求	330円	330円	660円
譲渡記録請求	220円	220円	440円
分割記録請求	330円	330円	660円

でんさい手数料 その他(1件につき)

変更記録請求	2,200円
保証記録請求	330円
支払等記録請求	330円
開示請求	3,300円
口座間送金決済中止	660円
支払不能情報照会	3,300円
残高証明書発行	4,400円

●融資実行手数料(1件につき)

証書貸付・手形貸付新規実行時に限る	1,100円
-------------------	--------

●融資条件変更手数料

令和2年9月30日以前特約書・変更特約書徴求先

期限延長・延長に伴う返済方法変更	11,000円
------------------	---------

令和2年10月1日以降特約書・変更特約書徴求先

期限延長(初回)・割賦金減額等(初回)を伴う返済方法変更	11,000円
期限延長(2回目以降)・割賦金減額等(2回目以降)を伴う返済方法変更	22,000円

一部繰上返済	5,500円
プログラムの変更、書類の作成・発行に伴う事務処理	5,500円

●割引手形取立手数料(1件につき)

電子交換	880円
個別取立(※)	1,100円

※電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手等郵送対応が必要なもの

●ダイナミック口座維持管理料

(極度額の)	0.110%
--------	--------

●不動産担保事務手数料

(根) 抵当権設定(令和2年9月30日以前特約書・変更特約書徴求先)

新規設定・追加設定	55,000円
-----------	---------

(根) 抵当権変更

事務手数料	11,000円
(現地調査・立会いを伴う場合)	33,000円

(根) 抵当権抹消

事務手数料	5,500円
(立会いを伴う場合)	11,000円

(根) 抵当権設定(令和2年10月1日以降特約書・変更特約書徴求先)

設定金額1億円以下	55,000円
// 1億円超3億円以下	66,000円
// 3億円超5億円以下	77,000円
// 5億円超10億円以下	88,000円
// 10億円超	110,000円

(根) 抵当権変更(根抵当権譲渡以外)

事務手数料	11,000円
(現地調査・立会いを伴う場合)	33,000円

(根) 抵当権譲渡

事務手数料	33,000円
-------	---------

(根) 抵当権抹消

事務手数料	5,500円
(立会いを伴う場合)	11,000円

● 火災保険質権設定費用

(確定日付代金は除く)	550円
-------------	------

● 当座預金関係

当座預金口座開設手数料		3,300円
小切手用紙	1冊50枚綴	4,400円
約束手形・為替手形用紙	1冊25枚綴	2,200円
小切手用紙	1枚につき	220円
約束手形用紙	1枚につき	220円
為替手形用紙	1枚につき	220円
マル専手形用紙	1枚につき	550円
マル専用当座開設手数料		3,300円
署名鑑印刷新規先登録手数料		7,700円
署名鑑印刷既存先※登録手数料		2,200円
署名鑑印刷変更登録手数料		5,500円

※平成14年11月30日現在の当座預金開設先

● 自己宛小切手発行手数料

1枚につき	550円
-------	------

● 入金取次帳発行手数料

1冊につき	1,100円
-------	--------

● 株式払込金受入手数料

取扱金額:300万円未満	11,000円
取扱金額:300万円以上	3.5/1,000
(払込額の)	×110%

● 再発行手数料

通帳	1冊につき	1,100円
証書(契約の証)	1枚につき	1,100円
キャッシュカード	1枚につき	1,100円
カードローンカード	1枚につき	1,320円
出資証券	1枚につき	1,100円
貸金庫カード	1枚につき	1,100円
両替カード	1枚につき	1,100円

● 証明書発行手数料**残高証明書**

定期発行	440円
都度発行	550円
相続用発行	880円
英文発行	880円
定形外	1,100円

個人情報開示請求

氏名、住所、電話番号、生年月日	1,100円
取引残高(科目、口座番号、預金、借入残高)、特定日毎	1,100円
取引明細	550円
上記以外の情報、1項目ごと	1,100円

その他

計算書再発行	330円
計算書再発行(手書き)	550円
住宅取得控除に係る証明書	330円
取引証明書	330円
支払利息証明書	330円
質権設定承諾書	330円
保護預り証明書	330円

● 取引履歴作成手数料(1口座につき)

3年未満	550円
3年以上	1,100円
10年以上	3,300円

● 税務調査等手数料

資料コピー 1枚につき	33円
-------------	-----

● 貸金庫使用料(年間)

※大きさにより異なります。お問い合わせください。

● 夜間金庫使用料

月額	5,500円
----	--------

● 当金庫ATM利用手数料(1件につき)

※京橋支店のみ平日は17:00までのご利用となります。

種 類	ご利用時間	金 額
当金庫カード	平 日	8:00 ~ 18:00※ 無料
		18:00 ~ 19:00※ 110円
	土 曜 日	9:00 ~ 17:00 無料
	日曜・祝日	9:00 ~ 17:00 110円
金庫カード (しんぎんネット)	平 日	8:00 ~ 8:45 110円
		8:45 ~ 18:00※ 無料
		18:00 ~ 19:00※ 110円
	土 曜 日	9:00 ~ 14:00 無料
他行カード	平 日	8:00 ~ 8:45 220円
		8:45 ~ 18:00※ 110円
		18:00 ~ 19:00※ 220円
	土 曜 日	9:00 ~ 14:00 110円
ゆうちょ銀行カード	平 日	8:00 ~ 8:45 220円
		8:45 ~ 18:00※ 110円
		18:00 ~ 19:00※ 220円
	土 曜 日	9:00 ~ 14:00 110円
ゆうちょ銀行カード	平 日	8:00 ~ 8:45 220円
		8:45 ~ 18:00※ 110円
		18:00 ~ 19:00※ 220円
	土 曜 日	9:00 ~ 14:00 110円
ゆうちょ銀行カード	平 日	8:00 ~ 8:45 220円
		8:45 ~ 18:00※ 110円
		18:00 ~ 19:00※ 220円
	土 曜 日	9:00 ~ 14:00 110円
ゆうちょ銀行カード	平 日	8:00 ~ 8:45 220円
		8:45 ~ 18:00※ 110円
		18:00 ~ 19:00※ 220円
	土 曜 日	9:00 ~ 14:00 110円

● 他行ATMでの当金庫カード利用手数料(お引き出し1件あたり)

セブン銀行ATM・ ローソン銀行ATM	平 日	8:00 ~ 21:00	110円
	土 曜 日	8:00 ~ 21:00	110円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円

● 円貨両替手数料**窓口(1件につき)**

2枚~100枚	550円
101枚~500枚	1,100円
501枚~1,000枚	1,650円
1,001枚以上	500枚毎に550円加算

多機能式両替機(1件につき)

2枚~100枚	100円
101枚~500枚	200円
501枚~1,000枚	300円

両替機

カード発行(年間)	26,400円
-----------	---------

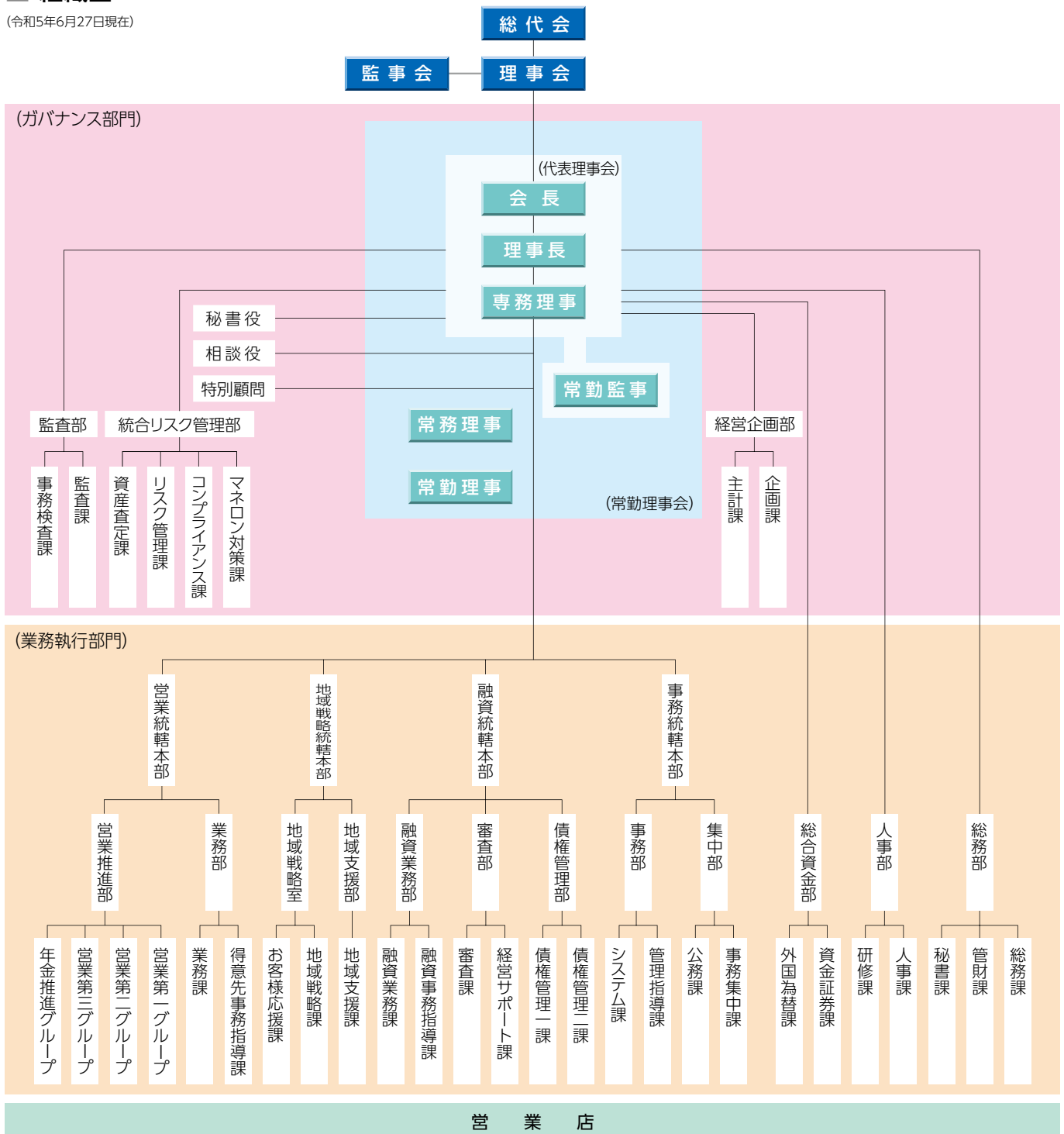
● 硬貨等入出金手数料(金種指定含む)

51枚~100枚	550円
101枚~500枚	1,100円
501枚~1,000枚	1,650円
1,001枚以上	500枚毎に550円加算

事業の組織

組織図

(令和5年6月27日現在)



理事・監事の氏名及び役職名

理事長 小池 誠一 (代表理事)

専務理事 米良 和芳 (代表理事)

専務理事 工藤 哲夫 (代表理事)

常務理事 宝谷 義喜

常勤理事 木田 秀幸

常勤理事 原 和弘

常勤理事 谷口 浩

常勤理事 小木 淳

常勤理事 木村 真也

常勤理事 福井 隆行

理事 齊藤 栄太郎

常勤監事 神津 英明

監事 平澤 一郎

員外監事 荻原 富保

会計監査人

太陽有限責任監査法人

・理事 齊藤栄太郎は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

資料編



貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書
最近の5年間の主要な経営指標の推移
主要な業務の状況を示す指標
預金に関する指標
貸出金等に関する指標
有価証券に関する指標
有価証券・金銭の信託等の時価情報
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況
報酬等に関する事項
自己資本の充実の状況

連結の状況
自己資本の充実の状況(連結)



貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

貸借対照表【資産】

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 令和4年3月31日現在	令和4年度 令和5年3月31日現在
(資産の部)		
現 金	2,408	2,519
預 け 金	166,574	156,670
有 価 証 券	114,936	116,390
国 債	7,877	7,594
地 方 債	1,998	6,297
社 債	63,551	61,315
株 式	1,793	1,484
その他の証券	39,716	39,698
貸 出 金	557,949	588,061
割 引 手 形	2,189	1,756
手 形 貸 付	9,820	9,342
証 書 貸 付	540,291	571,341
当 座 貸 越	5,647	5,620
外 国 為 替	27	47
外国他店預け	27	47
そ の 他 資 産	4,802	5,440
未決済為替貸	240	212
信金中金出資金	3,216	3,216
前 払 費 用	62	61
未 収 収 益	1,029	1,062
その他の資産	253	887
有 形 固 定 資 産	10,048	10,017
建 物	2,625	2,610
土 地	6,321	6,321
リ ー ス 資 産	2	—
その他の有形固定資産	1,098	1,085
無 形 固 定 資 産	87	127
ソフトウェア	53	93
その他の無形固定資産	33	33
繰 延 税 金 資 産	1,562	1,726
債 務 保 証 見 返	353	267
貸 倒 引 当 金	△ 3,145	△ 3,938
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,696)	(△ 3,485)
資 産 の 部 合 計	855,606	877,327

貸借対照表【負債および純資産】

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 令和4年3月31日現在	令和4年度 令和5年3月31日現在
(負債の部)		
預 金 ・ 積 金	813,258	835,228
当 座 預 金	18,798	18,055
普 通 預 金	309,933	322,612
貯 蓄 預 金	935	948
通 知 預 金	1,486	1,077
定 期 預 金	454,404	465,747
定 期 積 金	24,165	23,879
その他の預金	3,535	2,906
そ の 他 負 債	2,548	3,228
未決済為替借	248	522
未 払 費 用	201	209
給付補てん備金	8	5
未 払 法 人 税	1,011	1,359
前 受 収 益	83	78
払 戻 未 済 金	190	201
職 員 預 り 金	481	495
リ ー ス 債 務	2	—
資産除去債務	9	9
その他の負債	311	345
賞 与 引 当 金	208	215
退職給与引当金	3,312	3,236
役員退職慰労引当金	496	498
偶発損失引当金	166	161
睡眠預金払戻引当金	4	4
再評価に係る繰延税金負債	558	562
債 務 保 証	353	267
負 債 の 部 合 計	820,907	843,401
(純資産の部)		
出 資 金	14,380	14,388
普 通 出 資 金	14,380	14,388
利 益 剰 余 金	22,500	25,252
利 益 準 備 金	5,050	5,270
その他利益剰余金	17,450	19,982
特 別 積 立 金	14,100	15,600
(償却準備積立金)	(7,000)	(8,500)
当期末処分剰余金	3,350	4,382
会 員 勘 定 合 計	36,880	39,640
その他有価証券評価差額金	△ 2,616	△ 6,143
土地再評価差額金	433	429
評価・換算差額等合計	△ 2,182	△ 5,714
純 資 産 の 部 合 計	34,698	33,926
負債及び純資産の部合計	855,606	877,327

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 自 令和 3年4月 1日 至 令和 4年3月31日	令和4年度 自 令和 4年4月 1日 至 令和 5年3月31日
経 常 収 益	11,039,934	12,180,793
資金運用収益	9,963,593	10,965,788
貸 出 金 利 息	8,874,495	9,961,336
預 け 金 利 息	192,845	244,551
コールローン利息	0	—
有価証券利息配当金	815,498	679,144
その他の受入利息	80,754	80,756
役員取引等収益	887,975	935,971
受入為替手数料	298,329	262,082
その他役務収益	589,645	673,889
その他業務収益	54,993	133,818
外国為替売買益	11,287	11,860
国債等債券償還益	180	675
その他の業務収益	43,525	121,282
その他経常収益	133,372	145,214
償却債権取立益	16,278	79,253
株式等売却益	108,111	56,144
その他の経常収益	8,981	9,816
経 常 費 用	7,866,217	7,883,499
資金調達費用	122,918	120,497
預 金 利 息	119,226	117,302
給付補填備金繰入額	1,483	902
コールマネー利息	26	—
その他の支払利息	2,180	2,291
役員取引等費用	495,308	478,759
支払為替手数料	98,247	97,590
その他の役員取引等費用	397,060	381,169
その他業務費用	11,084	3,037
国債等債券償還損	9,677	—
その他の業務費用	1,407	3,037
経 費	6,234,754	6,286,945
人 件 費	3,869,630	4,005,298
物 件 費	2,076,872	2,006,089
税 金	288,250	275,557
その他経常費用	1,002,151	994,259
貸倒引当金繰入額	892,118	875,647
貸 出 金 償 却	64,483	68,449
その他の経常費用	45,550	50,162
経常利益(又は経常損失)	3,173,717	4,297,293

(単位：千円)

科 目	令和3年度 自 令和 3年4月 1日 至 令和 4年3月31日	令和4年度 自 令和 4年4月 1日 至 令和 5年3月31日
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	79,555	29,711
固定資産処分損	44,338	9,893
減 損 損 失	35,217	19,818
税引前当期純利益(又は純損失)	3,094,161	4,267,582
法人税、住民税及び事業税	1,129,597	1,437,380
法人税等調整額	△ 161,000	△ 164,000
法 人 税 等 合 計	968,597	1,273,380
当期純利益(又は純損失)	2,125,564	2,994,202
繰越金(当期首残高)	1,224,929	1,388,309
当期末処分剰余金(又は未処理損失)	3,350,494	4,382,511

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 自 令和 3年4月 1日 至 令和 4年3月31日	令和4年度 自 令和 4年4月 1日 至 令和 5年3月31日
当期末処分剰余金	3,350,494	4,382,511
剰 余 金 処 分 額	1,962,185	2,041,933
利 益 準 備 金	220,000	300,000
普通出資に対する配当金	242,185	241,933
(配 当 率)	(1.7%)	(1.7%)
特 別 積 立 金 (うち諸償却等準備積立金)	1,500,000 (1,500,000)	1,500,000 (1,500,000)
繰越金(当期末残高)	1,388,309	2,340,577

令和5年6月27日開催の第73回通常総会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月27日

東京シティ信用金庫

理 事 長 小池誠一

令和4年度貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 15年～65年 |
| その他 | 3年～20年 |
6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法による行っております。なお、残存価額については、零としております。
8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を事業性や予想デフォルト率等により総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定の期間における倒産実績から算出した貸倒実績率等に基づいて計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は326百万円であります。
10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生事業年度から)費用処理(又は損益処理) |
|----------|--|
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)
- | | |
|----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | △66,857百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和4年3月31日現在)
- 0.3203%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であります。
- 本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金48百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

15. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による行っております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
17. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | | |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 3,938百万円 |
|-------|----------|
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- | | |
|---------------------|----------|
| 18. 子会社等の株式又は出資金の総額 | 25百万円 |
| 19. 子会社等に対する金銭債権総額 | 351百万円 |
| 20. 子会社等に対する金銭債務総額 | 250百万円 |
| 21. 有形固定資産の減価償却累計額 | 6,126百万円 |
22. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 4,246百万円 |
| 危険債権額 | 11,361百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | -百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 549百万円 |
| 合計額 | 16,157百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会実務方針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,756百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|------------|------------------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 1,500百万円 |
| その他資産 | 4百万円 |
| | 日本銀行歳入代理店保証金等として差入 |
| | 東京都水道局水道料収納事務保証金等として差入 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|----|--------|
| 預金 | 435百万円 |
|----|--------|
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、信金中金定期預金8,200百万円を差し入れております。
- また、その他の資産のうち保証金は218百万円であります。
25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | | |
|------------|------------|-----------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成10年3月31日 | (旧日本橋、東商信用金庫) |
| 〃 | 平成11年3月31日 | (旧東京シティ、帝都信用金庫) |
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行っ

て算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 357百万円
26. 出資1口当たりの純資産額 117円89銭

27. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、リスク管理委員会、余裕資金運用委員会及びALM委員会(以下「リスク管理委員会等」という。))において、金利変動等、経営環境の変化により不利な影響が生じないように、リスクと資産及び負債の総合的管理を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクと金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、業務運営規程及び信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、債権管理部により行われ、また、定期的に経営陣を含む審査管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行なっております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理委員会等によって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理方針及び規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会等において決定された方針に基づき、必要に応じて理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合資金部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握分析、モニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、総合資金部において個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金等運用規程に従い行われております。このうち、総合資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総合資金部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は総合資金部を通じ、理事会及び余裕資金運用委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「[信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項]」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価は9,995百万円減少するものと把握しております。またスティーピング化シナリオ(長短金利差が大きくなるシナリオ)では、時価は8,920百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理方針・規程を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	156,670	156,894	224
(2) 有価証券	116,329	116,329	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	116,329	116,329	—
(3) 貸出金(*1)	588,061		
貸倒引当金(*2)	△3,938		
	584,122	596,652	12,530
金融資産計	857,122	869,877	12,755
(1) 預金積金(*1)	835,228	834,782	△445
金融負債計	835,228	834,782	△445

(*1) 貸出金、預け金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(TIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から31.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金利の合計額を市場金利(TIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、SWAP)を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	25
非上場株式(*1)	35
信金中金出資金(*1)	3,216
組合出資金(*2)	—
合 計	3,277

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の

対象とはしていません。
(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	142,470	10,200	3,000	1,000
有価証券	5,000	23,671	59,293	11,700
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期のあるもの	5,000	23,671	59,293	11,700
貸出金(*2)	141,397	193,159	110,240	121,965
合 計	288,868	227,030	172,533	134,665

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。
(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	813,736	21,122	—	365
合 計	813,736	21,122	—	365

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

満期保有目的の債券
該当なし

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	30	26	3
	債 券	3,050	3,044	6
	国 債	—	—	—
	地方債	1,500	1,499	0
	社 債	1,550	1,544	6
	その他	2,105	2,093	11
	小 計	5,186	5,164	21
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	1,393	1,741	△347
	債 券	72,156	74,622	△2,465
	国 債	7,594	8,239	△645
	地方債	4,797	4,873	△75
	社 債	59,764	61,508	△1,744
	その他	37,593	40,946	△3,352
	小 計	111,143	117,309	△6,165
合 計		116,329	122,473	△6,143

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	562	56	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	562	56	—

31. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

[時価が「著しく下落した」と判断する基準]

- ① 時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合。
- ② 時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合で、時価回復の可能性を合理的な基準で判定し、その可能性がない場合。
なお、取得原価に対する時価の下落率が30%未満の場合には「著しく下落した」ときに該当しないものと判断しております。

32. 当座貸越契約(総合口座取引における当座貸越は除いてあります。)及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,453百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が5,129百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	(百万円)
貸出金有税償却	691
退職給付引当金限度超過額	903
賞与引当金限度超過額	60
減価償却超過額	109
その他	2,035
繰延税金資産小計	3,801
評価性引当額	△2,075
繰延税金資産合計	1,726
繰延税金負債	—
繰延税金資産の純額	1,726

34. 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しておりますが、この基準の適用による影響はございません。

35. 信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。

令和4年度損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 16,537千円
子会社との取引による費用総額 266,367千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 10円45銭
- その他の経常収益には、睡眠預金利益金処理4,450千円を含んでおります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	10,280	9,567	10,416	11,039	12,180
経常利益(又は経常損失△)	2,523	1,906	2,320	3,173	4,297
当期純利益(又は当期純損失△)	1,794	1,396	1,605	2,125	2,994
純資産額	31,706	32,530	34,751	34,698	33,926
総資産額	720,645	754,486	828,874	855,252	877,060
預積金残高	679,733	713,879	787,688	813,258	835,228
貸出金残高	432,478	445,826	527,945	557,949	588,061
有価証券残高	36,920	26,688	83,864	114,936	116,390
役員数	13	15	15	15	14 (人)
うち常勤役員数	11	12	12	12	11
職員数	582	573	566	569	593 (人)
うち男性	370	361	346	343	358
うち女性	212	212	220	226	235

(注) 総資産には債務保証見返は含んでおりません。

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自己資本比率	8.23	8.19	8.12	8.20	8.40

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出資総額	13,832	14,362	14,389	14,380	14,388 (百万円)
出資総口数	276,644	287,254	287,799	287,607	287,767 (千口)
出資に対する配当金	214	235	242	242	241 (百万円)
配当率	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7 (%)
出資1口当たり	1	1	1	1	1 (円)
会員数	46,931	46,814	47,143	47,489	47,297 (人)
うち個人	35,322	34,982	34,550	34,456	33,840
うち法人	11,609	11,832	12,593	13,033	13,457

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益(除く投資信託解約損益)、資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支

業務粗利益

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	9,840,675	10,845,291
資金運用収益	9,963,593	10,965,788
資金調達費用	122,918	120,497
役務取引等収支	392,667	457,212
役務取引等収益	887,975	935,971
役務取引等費用	495,308	478,759
その他業務収支	43,908	130,780
その他業務収益	54,993	133,818
その他業務費用	11,084	3,037
業務粗利益	10,277,251	11,433,284
業務粗利益率 (%)	1.20	1.30

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和3年度、令和4年度ともなし)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

資金利鞘

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回り	1.16	1.25
資金調達原価率	0.76	0.75
総資金利鞘	0.40	0.50

業務純益

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	4,082,056	5,185,279
実質業務純益	4,087,805	5,189,523
コア業務純益	4,097,302	5,188,847
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	3,866,075	5,159,027

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

総資産経常利益率、総資産当期純利益率

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.36	0.48
総資産当期純利益率	0.24	0.33

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	852,453	876,872	9,963,593	10,965,788	1.16	1.25
うち貸出金	549,560	582,893	8,874,495	9,961,336	1.61	1.70
うち預け金	197,983	169,498	192,845	244,551	0.09	0.14
うちコール・ローン	0	—	0	—	0.05	—
うち有価証券	101,663	121,235	815,498	679,144	0.80	0.56
資金調達勘定	824,404	845,398	122,918	120,497	0.01	0.01
うち預金積金	823,962	844,941	120,710	118,205	0.01	0.01
うちコール・マネー	5	—	26	—	0.45	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度893百万円、令和4年度736百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度、令和4年度ともなし)及び利息(令和3年度、令和4年度ともなし)をそれぞれ控除しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	752,044	78,908	830,953	234,986	767,208	1,002,195
うち貸出金	975,394	—	975,394	592,236	494,604	1,086,841
うち預け金	△ 19,458	△ 46,760	△ 66,219	△ 47,285	98,991	51,705
うちコール・ローン	△ 2	0	△ 1	0	0	0
うち有価証券	307,401	△ 385,612	△ 78,210	107,639	△ 243,993	△ 136,353
支払利息	46,360	△ 76,339	△ 29,979	△ 2,421	—	△ 2,421
うち預金積金	△ 21,250	—	△ 21,250	△ 2,505	—	△ 2,505
うち借入金	△ 7	△ 8,824	△ 8,832	—	—	—
うちコール・マネー	△ 71	△ 36	△ 108	0	△ 26	△ 26

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、
その他預金の平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
流動性預金	331,739	340,044
うち有利息預金	277,417	287,054
定期性預金	490,325	502,918
うち固定金利定期預金	466,027	478,588
うち変動金利定期預金	14	12
その他	1,898	1,978
小計	823,962	844,941
譲渡性預金	—	—
合計	823,962	844,941

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定自由金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金
変動自由金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定金利定期預金、変動金利定期預金、
及びその他の区分ごとの定期預金残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
定期預金	454,404	465,747
固定金利定期預金	454,372	465,719
変動金利定期預金	12	12
その他	18	15



貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 (単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
手形貸付	10,567	10,424
証書貸付	531,139	564,717
当座貸越	5,734	5,460
割引手形	2,118	2,291
合計	549,560	582,893

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高 (単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
固定金利	336,097	364,548
変動金利	221,852	223,512
合計	557,949	588,061

担保の種類別の貸出金残高 (単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	14,293	13,994
有価証券	94	93
動産	—	—
不動産	247,167	257,909
その他担保	—	—
信用保証協会・信用保険	169,912	172,406
保証	14,809	21,946
信用	111,672	121,711
合計	557,949	588,061

担保の種類別の債務保証見返額 (単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	14	14
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	335	249
その他担保	—	—
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	3	3
信用	—	—
合計	353	267

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	33,241	5.9%	33,926	5.7%
農業・林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	29,065	5.2%	28,540	4.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	708	0.1%	737	0.1%
情報通信業	5,606	1.0%	6,092	1.0%
運輸業・郵便業	7,749	1.3%	7,411	1.2%
卸売業・小売業	46,090	8.2%	43,861	7.4%
金融業・保険業	4,020	0.7%	4,029	0.6%
不動産業	265,638	47.6%	298,687	50.7%
物品賃貸業	890	0.1%	540	0.0%
学術研究・専門・技術サービス	6,810	1.2%	6,921	1.1%
宿泊業	345	0.0%	346	0.0%
飲食業	17,975	3.2%	17,624	2.9%
生活関連サービス業、娯楽業	9,535	1.7%	10,173	1.7%
教育・学習支援業	1,041	0.1%	1,013	0.1%
医療・福祉	4,406	0.7%	4,322	0.7%
その他サービス	24,745	4.4%	25,768	4.3%
小計	457,870	82.0%	489,996	83.3%
国・地方公共団体等	72	0.0%	62	0.0%
個人	100,006	17.9%	98,003	16.6%
合計	557,949	100.0%	588,061	100.0%
会員	549,388	98.4%	579,353	98.5%
会員外	8,561	1.5%	8,708	1.4%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じ記載しております。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	443	449	—	443	449
	令和4年度	449	453	—	449	453
個別貸倒引当金	令和3年度	1,814	2,696	4	1,809	2,696
	令和4年度	2,696	3,485	81	2,614	3,485
合 計	令和3年度	2,257	3,145	4	2,252	3,145
	令和4年度	3,145	3,938	81	3,063	3,938

使途別の貸出金残高

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
運転資金	304,715	54.6%	330,219	56.1%
設備資金	253,234	45.3%	257,842	43.8%
合計	557,949	100.0%	588,061	100.0%

預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
期末預貸率	68.60	70.40
期中平均預貸率	66.69	68.98

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

住宅ローン及び消費者ローンの貸出残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
住宅ローン	82,345	81,188
消費者ローン	6,940	6,636

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却の額	64	68



有価証券に関する指標

預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
期末預証率	14.13	13.93
期中平均預証率	12.33	14.34

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

商品有価証券の種類別の平均残高

該当の残高はありません。

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

令和3年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	7,877	—	7,877
地 方 債	—	1,499	—	—	498	—	—	1,998
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,107	1,043	7,945	8,859	44,595	—	—	63,551
株 式	—	—	—	—	—	—	1,793	1,793
外 国 証 券	1,000	5,192	5,486	989	3,713	3,357	15,131	34,869
その他の証券	—	—	—	—	—	—	4,846	4,846

(単位：百万円)

令和4年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	7,594	—	7,594
地 方 債	1,500	—	—	—	4,797	—	—	6,297
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,001	6,443	5,973	5,294	42,602	—	—	61,315
株 式	—	—	—	—	—	—	1,484	1,484
外 国 証 券	2,500	8,166	2,960	4,582	0	3,218	13,727	35,154
その他の証券	—	—	—	—	—	—	4,543	4,543

有価証券の種類別期末残高及び平均残高

(単位：百万円)

区 分		令和3年度		令和4年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	7,877	8,073	7,594	8,241
	合計	7,877	8,073	7,594	8,241
地 方 債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,998	1,546	6,297	5,150
	合計	1,998	1,546	6,297	5,150
短 期 社 債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—
社 債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	63,551	53,814	61,315	63,864
	合計	63,551	53,814	61,315	63,864
株 式	売買目的	—	—	—	—
	子会社・関連会社	25	25	25	25
	その他の目的	1,768	2,014	1,459	1,972
	合計	1,793	2,039	1,484	1,997
外 国 証 券	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	34,869	32,391	35,154	37,198
	合計	34,869	32,391	35,154	37,198
その他の証券	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	子会社・関連会社	—	—	—	—
	その他の目的	4,846	3,799	4,543	4,783
	合計	4,846	3,799	4,543	4,783
計	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	子会社・関連会社	25	25	25	25
	その他の目的	114,911	101,638	116,365	121,210
	合計	114,936	101,663	116,390	121,235

有価証券・金銭の信託等の時価情報

有価証券

売買目的有価証券 該当の残高はありません。

満期保有目的の債券 該当の残高はありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(時価のあるもの) 該当の残高はありません。

その他有価証券(時価のあるもの)

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	137	126	11	30	26	3
	債 券	7,149	7,129	19	3,050	3,044	6
	国 債	193	192	0	—	—	—
	地 方 債	1,499	1,499	0	1,500	1,499	0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	5,456	5,437	19	1,550	1,544	6
	そ の 他	4,481	4,451	29	2,105	2,093	11
	小 計	11,767	11,707	60	5,186	5,164	21
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,594	1,960	△ 365	1,393	1,741	△ 347
	債 券	66,278	67,270	△ 991	72,156	74,622	△ 2,465
	国 債	7,684	8,050	△ 365	7,594	8,239	△ 645
	地 方 債	498	500	△ 1	4,797	4,873	△ 75
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	58,095	58,719	△ 624	59,764	61,508	△ 1,744
	そ の 他	35,234	36,554	△ 1,319	37,593	40,946	△ 3,352
	小 計	103,108	105,784	△ 2,676	111,143	117,309	△ 6,165
合 計		114,876	117,492	△ 2,616	116,329	122,473	△ 6,143

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価値のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和3年度 貸借対照表計上額	令和4年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	25	25
非 上 場 株 式	35	35
そ の 他 の 証 券	—	—
信 金 中 金 出 資 金	3,216	3,216
組 合 出 資 金	—	—
合 計	3,277	3,277

金銭の信託

運用目的の金銭の信託 該当の残高はありません。

満期保有目的の金銭の信託 該当の残高はありません。

その他の金銭の信託 該当の残高はありません。

デリバティブ取引

金利関連商品、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引
該当の残高はありません。



信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和3年度	5,620	5,620	3,588	2,032	100.00	100.00
	令和4年度	4,246	4,246	1,550	2,696	100.00	100.00
危険債権	令和3年度	11,641	8,392	7,728	663	72.09	16.97
	令和4年度	11,361	9,230	8,441	788	81.25	27.02
要管理債権	令和3年度	758	375	359	16	49.46	4.01
	令和4年度	549	290	275	15	52.99	5.62
三月以上 延滞債権 貸出条件 緩和債権	令和3年度	—	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	758	375	359	16	49.46	4.01
	令和4年度	549	290	275	15	52.99	5.62
小計(A)	令和3年度	18,020	14,388	11,676	2,712	79.84	42.75
	令和4年度	16,157	13,768	10,267	3,501	85.21	59.44
正常債権(B)	令和3年度	540,514					
	令和4年度	572,438					
総与信残高(A)+(B)	令和3年度	558,534					
	令和4年度	588,595					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。
 10. 不良債権残高(A)は、16,157百万円と前期比1,863百万円減少し、不良債権比率は2.75%と前期比0.48ポイント低下しました。



報酬等に関する事項

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分		支払総額
対象役員に対する報酬等		217
(内訳)	基本報酬	175
	賞与	—
	退職慰労金	41

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名です。

2. 上記の内訳のうち、「退職慰労金」は、当期中に支払った退職慰労金(前期以前に繰り入れた引当分を除く)と当期に繰り入れた役員退職慰労金引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤監事、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者はいませんでした。



自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項(単体)

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,638	39,398
うち、出資金及び資本剰余金の額	14,380	14,388
うち、利益剰余金の額	22,500	25,252
うち、外部流出予定額(△)	242	241
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	449	453
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	449	453
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	89	44
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	37,177	39,896
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	87	127
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	87	127
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	87	127
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	37,090	39,769
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	433,197	452,738
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,621	20,420
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	451,818	473,158
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	8.20%	8.40%

(注) 自己資本比率の算定方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定性的な開示事項(単体)

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益準備金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は以下の通りです。

「自己資本調達手段の概要」(令和4年度)

普通出資	①発行主体	東京シティ信用金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(単体)	14,388百万円
	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(連結)	14,384百万円

(注)単体および連結を含みます

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度については、自己資本比率は国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分確保しております。また、当金庫は各エクスポージャーが過度に一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げが第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」に基づく「信用リスク管理規程」を役職員が厳正に遵守するとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価・計測にあたり、適正な信用リスク管理態勢の整備・確立に努めるとともに、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、法人個人別、金額階層別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行い、適切な信用リスク管理を実施しております。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門とを分離し、相互に牽制の働く体制としております。さらに経営陣による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理における重要事項を審議しております。

以上の相互牽制機能、経営陣の審議により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定規程」及び「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ倒産確率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金は、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先において優良・一般担保を除いた未保全額に対して、貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は、次の5つの機関です。

なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&P グローバル・レーティング(S&P)
- ・フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、次の適格金融資産担保、貸出金と自金庫預金の相殺、保証などが該当します。

- ・「適格金融資産担保」は、定期預金、定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としております。
- ・「貸出金と自金庫預金の相殺」は、信用リスク削減の計算上、お客様ごとに担保に供していない預金の一部を相殺しております。貸出金の残存期間を上回る預金については全額、貸出金の残存期間を下回る預金については定められたルールに基づき、算出しております。
- ・「保証」は、国・政府系関係機関等及び適格格付機関により一定以上の格付が付与されている法人の保証について、当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

なお、当金庫では、融資の取り上げに際し、資金の公共性、安全性、流動性、そしてお客様の収益性、成長性、さらには資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を戴いたうえで、ご契約戴くなど適切な取扱いに努めております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等、主に実需に基づく貿易取引及び外貨預金の受払いにかかわるリスクヘッジにお応えすることと、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的として派生商品取引を取扱っております。現在、当金庫が取扱っている派生商品取引は、為替先物予約取引、有価証券(債券、株式)関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により被るリスクと保有する資産・負債が被るリスクが相殺されるような形で管理しております。

一方、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権などを裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の当初保有者(オリジネーター)と証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫において該当する取引はありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動、システム等が不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、具体的なカテゴリーとして事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクに区分して管理しております。

当金庫では、それぞれのリスクに応じた管理態勢や管理方法を定め、リスクの極小化に努めておりますが、これらリスクの管理状況については、定期的にリスク管理委員会で協議検討するとともに、重要な事項については理事会等経営陣へ報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では基礎的手法を採用しております。

8. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金等が該当します。

上場株式等にかかるリスクの認識については、日々の時価評価や必要に応じて最大予想損失額(VaR)を試算し、リスクを把握するとともに、市場リスクの状況を余裕資金運用委員会、ALM委員会へ定期的に報告しております。

非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金については、「市場リスク管理規程」や「余裕資金等運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告書を基にした評価を定期的の実施し、経営陣へ報告しております。

なお、当該取引にかかる会計処理は、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)の計測等をALMシステムや証券管理システムにより定期的の実施し、ALM委員会に報告する等、適切な管理に努めております。

計測対象は、預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利と期間を有する資産・負債です。但し、資産または負債に占める割合が5%未満の通貨等、重要性がないと判断したものについては計測対象外としております。

② リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

金利リスクについては、ALM委員会並びにリスク管理委員会において、定期的なモニタリングと評価を行い、対応等について協議しております。

③ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で金利リスクを計測しております。

④ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当金庫では、ヘッジ取引を行っておりません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年

② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 2.5年

③ 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

考慮しておりません。

⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提

円以外の通貨に関しては、資産または負債に占める割合が5%未満であることから重要性がないと判断し、計算対象外としております。

⑥ スプレッドに関する前提

割引率にスプレッドは含めず、キャッシュフローにスプレッドを含め算出しております。

⑦ 内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。その他該当事項はありません。

⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期の Δ EVEは前年度比1,266百万円減少し、 Δ NIIは同474百万円増加しました。主な要因は貸出金及び有価証券のデューレーションが短期化したことによります。

⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の Δ EVEは、監督上の基準値である20%を上回っていますが、十分な自己資本額の余裕を確保しており、金利リスク顕在時でも最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

定量的な開示事項(単体)

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	433,197	17,327	452,738	18,109
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	422,776	16,911	442,337	17,693
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	172	6	204	8
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20,309	812	24,249	969
法人等向け	178,679	7,147	194,521	7,780
中小企業等向け及び個人向け	61,546	2,461	58,289	2,331
抵当権付住宅ローン	6,646	265	3,861	154
不動産取得等事業向け	120,840	4,833	126,536	5,061
三月以上延滞等	119	4	189	7
取立未済手形	48	1	42	1
信用保証協会等による保証付	2,808	112	2,977	119
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,154	86	1,836	73
出資等のエクスポージャー	2,154	86	1,836	73
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	29,451	1,178	29,628	1,185
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,216	128	3,216	128
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	26,234	1,049	26,412	1,056
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③-1 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2 リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	10,420	416	10,400	416
ルック・スルー方式	10,420	416	10,400	416
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	18,621	744	20,420	816
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	451,818	18,072	473,158	18,926

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)【単体】

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高							三月以上延滞 エクスポージャー		
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフバランス取引	債 券		デリバティブ 取引				
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業		58,642	58,608	31,879	32,041	25,195	25,196	－	－	27	55
農林・林業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業・採石業・砂利採取業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業		33,086	32,002	28,947	28,327	3,999	3,599	－	－	40	4
電気・ガス・熱供給・水道業		1,008	1,037	708	737	300	300	－	－	－	－
情報通信業		5,686	6,163	5,606	6,081	－	－	－	－	－	－
運輸業・郵便業		15,016	14,674	7,599	7,256	7,297	7,298	－	－	－	－
卸売業・小売業		48,285	45,919	45,620	43,306	2,600	2,600	－	－	3	0
金融業・保険業		122,112	140,038	4,020	4,029	36,503	37,803	－	－	－	－
不動産業		269,418	302,868	265,435	298,393	3,800	4,200	－	－	152	13
物品賃貸業		1,290	941	890	540	400	400	－	－	－	－
学術研究・専門・技術サービス業		7,684	7,789	6,814	6,919	800	800	－	－	5	32
宿泊業		345	346	345	346	－	－	－	－	－	－
飲食業		17,725	17,374	17,721	17,369	－	－	－	－	－	12
生活関連サービス業・娯楽業		10,842	11,480	9,535	10,173	1,300	1,300	－	－	3	3
教育・学習支援業		1,142	1,114	1,041	1,013	100	100	－	－	－	－
医療・福祉		4,551	4,460	4,550	4,459	－	－	－	－	9	－
その他サービス		24,757	25,780	24,748	25,771	－	－	－	－	5	0
国・地方公共団体等		98,047	74,865	72	62	12,111	16,076	－	－	－	－
個人		100,117	98,065	100,069	98,012	－	－	－	－	24	102
その他		17,266	18,670	－	－	－	－	－	－	－	－
業種別合計		837,028	862,202	555,607	584,843	94,408	99,673	－	－	271	224
1年以下		98,039	187,031	95,085	111,766	2,105	4,999	－	－		
1年超 3年以下		125,792	65,314	47,856	50,461	7,735	14,653	－	－		
3年超 5年以下		52,773	62,652	39,316	43,637	13,457	9,015	－	－		
5年超 7年以下		47,367	52,566	37,442	41,363	9,924	10,202	－	－		
7年超10年以下		161,885	162,423	112,443	111,360	49,442	49,063	－	－		
10年超		235,465	238,288	222,722	225,548	11,743	11,739	－	－		
期間の定めのないもの		115,704	93,925	740	704	－	－	－	－		
残存期間別合計		837,028	862,202	555,607	584,843	94,408	99,673	－	－		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

6. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本開示は、貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(35ページ)を参照願います。



ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	令和3年度				令和4年度			
	個別貸倒引当金			貸出金償却	個別貸倒引当金			貸出金償却
	期首残高	増減額	期末残高		期首残高	増減額	期末残高	
製造業	733	636	1,369	1	1,369	522	1,892	57
農林・林業	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業・採石業・砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	79	39	119	15	119	95	214	1
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	10	10	－
運輸業・郵便業	155	△ 0	155	－	155	△ 0	154	－
卸売業・小売業	449	19	469	23	469	85	554	10
金融業・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	95	189	284	22	284	68	353	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究・専門・技術サービス業	3	△ 2	1	－	1	5	7	－
宿泊業	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食業	253	1	254	－	254	0	254	－
生活関連サービス業・娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－
教育・学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－
医療・福祉	－	－	－	－	－	－	－	－
その他サービス	－	－	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	43	△ 1	41	1	41	2	44	0
合 計	1,814	881	2,696	64	2,696	789	3,485	68

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	206,299	－	184,458
10%	－	33,529	－	35,663
20%	147,652	4,109	168,519	4,258
35%	－	11,993	－	11,157
50%	46,828	26	43,628	－
75%	－	72,340	－	74,888
100%	4,692	308,526	4,422	333,922
150%	－	27	－	119
200%	－	－	－	－
250%	－	1,003	－	1,163
1,250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	199,173	637,855	216,570	645,632
エクスポージャー計	837,028		862,202	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

・ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		13,127	13,126	1,892	1,473	－	－
①ソブリン向け		－	－	1,880	1,467	－	－
②金融機関向け		－	－	－	－	－	－
③法人等向け		5,191	5,132	－	－	－	－
④中小企業等・個人向け		6,349	6,206	11	6	－	－
⑤抵当権付住宅ローン		7	3	－	－	－	－
⑥不動産取得等事業向け		1,578	1,784	－	－	－	－
⑦3ヵ月以上延滞等		1	－	－	－	－	－
⑧その他		－	－	－	－	－	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
①派生商品取引合計	—	—	—	—
(I) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(II) 金利関連取引	—	—	—	—
(III) 金関連取引	—	—	—	—
(IV) 株式関連取引	—	—	—	—
(V) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(VI) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(VII) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

・ 担保の種類別の額

該当の取引はありません。

・ 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本

該当の取引はありません。

・ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本

該当の取引はありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当の取引はありません。



(6)出資等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	1,732	1,732	1,423	1,423
非上場株式等	3,284	3,284	3,284	3,284
合 計	5,016	5,016	4,708	4,708

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	108	56
売却損	—	—
償 却	—	—

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	△ 354	△ 344

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	—	—

(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	10,420	10,400
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8)金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	9,995	11,261	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1,603	1,129
3	スティープ化	8,920	9,085		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,995	11,261	1,603	1,129
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		39,769		37,090	

(注)1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

連結の状況

金庫及び子会社等の主要な事業の内容と組織構成

当金庫グループは、東京シティ信用金庫(本支店30店舗)と、100%出資の子会社の2社、「シティふたば商事株式会社」及び「有限会社東京シティメンテナンス」で構成されております。

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当庫 議決権比率	子会社等の 議決権比率
シティふたば商事(株)	中央区八丁堀2-12-7	当庫委託業務(業務用品、業務機器などの販売)、人材派遣	平成5年11月10日	百万円 25	100 %	0 %
(有)東京シティメンテナンス	中央区八丁堀2-12-7	不動産の賃貸及び保守管理	平成9年 5月20日	10	100	0

■東京シティ信用金庫グループ

東京シティ信用金庫 本支店30店舗

子会社 シティふたば商事(株)

子会社 (有)東京シティメンテナンス

令和4年度における事業の概況

連結経常収益は前連結会計年度に比べ、1,132百万円増加し、12,177百万円となりました。また、連結経常費用は11百万円増加し、7,853百万円となりました。その結果、連結当期純利益は2,149百万円となりました。

なお、連結自己資本比率は8.48%となりました。

主要な連結経営指標

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益	10,283	9,565	10,418	11,044	12,177
連結経常費用	7,727	7,645	8,073	7,841	7,853
連結経常利益 (又は連結経常損失△)	2,555	1,920	2,344	3,203	4,323
連結当期純利益 (又は連結当期純損失△)	1,714	1,406	1,623	2,149	3,013
連結純資産額	32,039	32,873	35,112	35,083	34,330
連結総資産額	720,781	754,626	829,027	855,411	877,227
連結自己資本比率	8.31%	8.28%	8.15%	8.29%	8.48%

(注)総資産には債務保証見返は含んでおりません。

信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,620	4,246
危険債権	11,641	11,361
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	758	549
小計(A)	18,020	16,157
正常債権(B)	540,151	572,087
総与信残高(A)+(B)	558,171	588,244

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更

生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
- 連結ベースの保全状況は単体ベースとの差額において重要性が乏しいため、省略しています。

連結貸借対照表【資産】

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 令和4年3月31日現在	令和4年度 令和5年3月31日現在
(資産の部)		
現金及び預け金	168,984	159,190
有価証券	114,913	116,366
貸出金	557,586	587,710
外国為替	27	47
その他資産	4,805	5,442
有形固定資産	10,590	10,556
無形固定資産	87	127
繰延税金資産	1,562	1,726
債務保証見返	353	267
貸倒引当金	△ 3,144	△ 3,938
資産の部合計	855,765	877,495

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 自 令和 3年4月 1日 至 令和 4年3月31日	令和4年度 自 令和 4年4月 1日 至 令和 5年3月31日
経常収益	11,044,730	12,177,364
資金運用収益	9,950,774	10,953,422
貸出金利息	8,861,565	9,948,827
預け金利息	192,845	244,551
買入手形利息及びコールローン利息	0	－
有価証券利息配当金	815,608	679,287
その他の受入利息	80,754	80,756
役務取引等収益	887,975	935,971
その他業務収益	54,993	133,818
その他経常収益	150,987	154,152
経常費用	7,841,725	7,853,423
資金調達費用	122,915	120,494
預金利息	119,224	117,300
給付補填備金繰入額	1,483	902
売渡手形利息及びコールマネー利息	26	－
その他の支払利息	2,180	2,291
役務取引等費用	495,308	478,759
その他業務費用	11,084	3,037
経費	6,132,889	6,180,576
その他経常費用	1,079,527	1,070,555
貸出金償却	64,483	68,449
貸倒引当金繰入額	892,162	875,688
その他の経常費用	122,882	126,417
経常利益	3,203,004	4,323,940
特別利益	－	－
特別損失	79,555	29,711
固定資産処分損	44,338	9,893
減損損失	35,217	19,818
税金等調整前当期純利益	3,123,449	4,294,229
法人税、住民税及び事業税	1,135,251	1,444,610
法人税等調整額	△ 161,000	△ 164,000
当期純利益	2,149,197	3,013,618

連結貸借対照表【負債および純資産】

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 令和4年3月31日現在	令和4年度 令和5年3月31日現在
(負債の部)		
預金・積金	813,028	834,985
その他負債	2,552	3,233
賞与引当金	208	215
退職給付に係る負債	3,312	3,236
役員退職慰労引当金	496	498
その他の引当金	170	165
再評価に係る繰延税金負債	558	562
債務保証	353	267
負債の部合計	820,681	843,164
(純資産の部)		
出資金	14,380	14,388
利益剰余金	22,888	25,660
処分未済持分	△ 3	△ 3
会員勘定計	37,265	40,045
その他有価証券評価差額金	△ 2,616	△ 6,143
土地再評価差額金	433	429
評価・換算差額等合計	△ 2,182	△ 5,714
純資産の部合計	35,083	34,330
負債及び純資産の部合計	855,765	877,495

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 自 令和 3年4月 1日 至 令和 4年3月31日	令和4年度 自 令和 4年4月 1日 至 令和 5年3月31日
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	－	－
資本剰余金増加高	－	－
資本剰余金減少高	－	－
資本剰余金期末残高	－	－
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	20,982,106	22,888,968
利益剰余金増加高	2,149,197	3,013,618
当期純利益	2,149,197	3,013,618
利益剰余金減少高	242,335	242,125
配当金	242,335	242,125
利益剰余金期末残高	22,888,968	25,660,460

報酬等に関する事項

単体と変わりません。39ページを参照願います。

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に、事業用不動産の賃貸・保守・管理、事務用品の販売業務を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 2社
シティふたば商事株式会社
有限会社東京シティメンテナンス

- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の子会社、子法人等及び関連法人等
該当ありません

- ② 持分法非適用の子会社、子法人等及び関連法人等
該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 2社

(4) のれん償却に関する事項

- 該当ありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

- 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。

生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)

年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,807,426百万円
差引額	△60,857百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和4年3月31日現在)

0.3203%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金47百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

13. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

15. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。

- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

17. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,938百万円

- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額 6,250百万円

19. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務外機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,246百万円
危険債権額	11,361百万円
三月以上延滞債権額	-百万円
貸出条件緩和債権額	549百万円
合計額	16,157百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

令和4年度連結貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～65年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

8. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を事業性や予想デフォルト率等により総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定の期間における倒産実績から算出した貸倒実績率等に基づいて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は326百万円であります。連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生事業年度から)費用処理(又は損益処理)
----------	--

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚

21. 手形割引は、業種別監査委員会実務方針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,756百万円であります。

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産		
有価証券	1,500百万円	日本銀行歳入代理店保証金等として差入
その他資産	4百万円	東京都水道局水道料収納事務保証金等として差入

担保資産に対応する債務

預金	435百万円
----	--------

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、信金中金定期預金8,200百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は218百万円であります。

23. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日	(旧日本橋、東商信用金庫)
〃	平成11年3月31日	(旧東京シティ、帝都信用金庫)
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。	

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	357百万円
---	--------

24. 出資1口当たりの純資産額 119円32銭

25. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、リスク管理委員会、余裕資金運用委員会及びALM委員会(以下「リスク管理委員会等」という。))において、金利変動等、経営環境の変化により不利な影響が生じないように、リスクと資産及び負債の総合的管理を実施しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクと金利変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、業務運営規程及び信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、債権管理部により行われ、また、定期的に経営陣を含む審査管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行なっております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理委員会等によって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理方針及び規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会等において決定された方針に基づき、必要に応じて理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合資金部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握分析、モニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、総合資金部において個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金等運用規程に従い行われております。このうち、総合資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合資金部に保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合資金部を通じ、理事会及び余裕資金運用委員会において定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融

商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「[信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項](平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価は9,987百万円減少するものと把握しております。またステープル化シナリオ(長短金利差が大きくなるシナリオ)では、時価は8,918百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理方針・規程を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありえます。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります

(時価の算定方法については(注1)参照)。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

項 目	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	156,670	156,894	224
(2) 有価証券	116,366	116,366	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	116,366	116,366	—
(3) 貸出金(*1)	587,710		
貸倒引当金(*2)	△3,938		
	583,771	596,301	12,530
金融資産計	856,808	869,533	12,755
(1) 預金積金(*1)	834,985	834,539	△445
金融負債計	834,985	834,539	△445

(*1) 貸出金、預け金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(TIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（TIBOR、SWAP）を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	35
信金中金出資金(*1)	3,216
組合出資金(*2)	－
合 計	3,252

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	142,470	10,200	3,000	1,000
有価証券	5,000	23,671	59,293	11,700
満期保有目的の債券	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期のあるもの	5,000	23,671	59,293	11,700
貸出金(*2)	141,385	192,820	110,240	121,965
合 計	288,856	226,691	172,533	134,665

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	813,494	21,122	－	365
合 計	813,494	21,122	－	365

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

満期保有目的の債券
該当なし

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	30	26	3
	債 券	3,050	3,044	6
	国 債	－	－	－
	地方債	1,500	1,499	0
	社 債	1,550	1,544	6
	その他	2,105	2,093	11
	小 計	5,186	5,164	21
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	1,394	1,742	△347
	債 券	72,156	74,622	△2,465
	国 債	7,594	8,239	△645
	地方債	4,797	4,873	△75
	社 債	59,764	61,508	△1,744
	その他	37,593	40,946	△3,352
	小 計	111,144	117,310	△6,165
合 計		116,331	122,475	△6,143

28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	562	56	－
債 券	－	－	－
国 債	－	－	－
地方債	－	－	－
社 債	－	－	－
その他	－	－	－
合 計	562	56	－

29. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

[時価が「著しく下落した」と判断する基準]

①時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合。

②時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合で、時価回復の可能性を合理的な基準で判定し、その可能性がない場合。

なお、取得原価に対する時価の下落率が30%未満の場合には「著しく下落した」ときに該当しないものと判断しております。

30. 当座貸越契約（総合口座取引における当座貸越は除いております。）及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,453百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が5,129百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しておりますが、この基準の適用による影響はございません。

32. 信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

令和4年度連結損益計算書の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 16,537千円
子会社との取引による費用総額 266,367千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 10円52銭
- その他の経常利益には、睡眠預金利益金処理4,450千円を含んでおります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

自己資本の充実の状況(連結)

自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	37,023	39,803
うち、出資金及び資本剰余金の額	14,376	14,384
うち、利益剰余金の額	22,888	25,660
うち、外部流出予定額(△)	242	242
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	－	－
うち、為替換算調整勘定	－	－
うち、退職給付に係るものの額	－	－
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	448	453
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	448	453
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	89	44
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	37,561	40,301
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	87	127
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	87	127
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	87	127
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	37,474	40,173
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	433,358	452,908
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,596	20,396
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	451,955	473,305
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	8.29%	8.48%

(注)自己資本比率の算定方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

定性的な開示事項（連結）

1. 連結の範囲に関する事項

当金庫は、次の2社と連結グループを構成しております。また、連結自己資本比率の算出及び連結財務諸表の作成にあたってはこの2社を含めております。

- ①シティふたば商事株式会社 人材派遣事業の他、各種の業務用品や事務用品等の販売業務を営んでおります。
②有限会社東京シティメンテナンス 不動産の賃貸業務及び建物の保守管理業務を営んでおります。

2. 連結グループの自己資本調達手段及び連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要と各リスクの管理方針及び手続きの概要

当金庫では「子会社等管理規程」を制定し、子会社の業務内容、財務内容等を定期的に報告させる体制としております。また当金庫にとって業務上重要と考えられる事項については、理事会へ報告、若しくは付議することとしております。

各種リスク、業務監査等は法令等に抵触しない範囲において、関連担当部が定期的に検証、実施し、経営陣へ報告する等、万全の体制を敷いております。

従って、子会社を含む連結グループの各種リスクの管理方針及び手続きの概要については、単体におけるそれと同様の管理を実施し、手続きを行っておりますので、41～42ページをご覧ください。又、自己資本調達手段および自己資本の充実度に関する評価方法の概要については、41ページをご覧ください。

定量的な開示事項（連結）

(1) その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。（注）自己資本比率告示第5条7項第1号に規程するその他金融機関をいいます。

(2) 自己資本の充実度に関する事項（連結）

（単位：百万円）

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	433,358	17,334	452,908	18,116
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	422,938	16,917	442,508	17,700
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	172	6	204	8
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20,309	812	24,249	969
法人等向け	178,679	7,147	194,521	7,780
中小企業等向け及び個人向け	61,546	2,461	58,289	2,331
抵当権付住宅ローン	6,646	265	3,861	154
不動産取得等事業向け	120,481	4,819	126,189	5,047
三月以上延滞等	119	4	189	7
取立未済手形	48	1	42	1
信用保証協会等による保証付	2,808	112	2,977	119
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,131	85	1,812	72
出資等のエクスポージャー	7	0	7	0
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	29,995	1,199	30,169	1,206
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,216	128	3,216	128
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	26,779	1,071	26,952	1,078
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③-1複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2リスクウエイトのみならず計算が適用されるエクスポージャー	10,420	416	10,400	416
ルック・スルー方式	10,420	416	10,400	416
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	18,596	743	20,396	815
ハ. 連結総所要自己資本額（イ＋ロ）	451,955	18,078	473,305	18,932

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額×4%

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)【連結】

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフバランス取引		債 券		デリバティブ 取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	58,642	58,608	31,879	32,041	25,195	25,196	－	－	27	55
農林・林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業・採石業・砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	33,086	32,002	28,947	28,327	3,999	3,599	－	－	40	4
電気・ガス・熱供給・水道業	1,008	1,037	708	737	300	300	－	－	－	－
情報通信業	5,686	6,163	5,606	6,081	－	－	－	－	－	－
運輸業・郵便業	15,016	14,674	7,599	7,256	7,297	7,298	－	－	－	－
卸売業・小売業	48,285	45,919	45,620	43,306	2,600	2,600	－	－	3	0
金融業・保険業	122,115	140,041	4,020	4,029	36,503	37,803	－	－	－	－
不動産業	269,599	303,057	265,072	298,030	3,800	4,200	－	－	152	13
物品賃貸業	1,290	941	890	540	400	400	－	－	－	－
学術研究・専門・技術サービス業	7,684	7,789	6,814	6,919	800	800	－	－	5	32
宿泊業	345	346	345	346	－	－	－	－	－	－
飲食業	17,725	17,374	17,721	17,369	－	－	－	－	－	12
生活関連サービス業・娯楽業	10,842	11,480	9,535	10,173	1,300	1,300	－	－	3	3
教育・学習支援業	1,142	1,114	1,041	1,013	100	100	－	－	－	－
医療・福祉	4,551	4,460	4,550	4,459	－	－	－	－	9	－
その他サービス	24,733	25,755	24,748	25,771	－	－	－	－	5	0
国・地方公共団体等	98,047	74,865	72	62	12,111	16,076	－	－	－	－
個人	100,117	98,065	100,069	98,012	－	－	－	－	24	102
その他	17,266	18,670	－	－	－	－	－	－	－	－
業種別合計	837,187	862,370	555,244	584,480	94,408	99,673	－	－	271	224
1年以下	98,027	187,019	95,073	111,754	2,105	4,999	－	－		
1年超 3年以下	125,768	65,290	47,832	50,437	7,735	14,653	－	－		
3年超 5年以下	52,446	62,325	38,989	43,310	13,457	9,015	－	－		
5年超 7年以下	47,367	52,566	37,442	41,363	9,924	10,202	－	－		
7年超10年以下	161,885	162,423	112,443	111,360	49,442	49,063	－	－		
10年超	235,465	238,288	222,722	225,548	11,743	11,739	－	－		
期間の定めのないもの	116,225	94,455	740	704	－	－	－	－		
残存期間別合計	837,187	862,370	555,244	584,480	94,408	99,673	－	－		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

6. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ロ.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(連結)

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	443	448	—	443	448
	令和4年度	448	453	—	448	453
個別貸倒引当金	令和3年度	1,814	2,696	4	1,809	2,696
	令和4年度	2,696	3,485	81	2,614	3,485
合 計	令和3年度	2,257	3,144	4	2,252	3,144
	令和4年度	3,144	3,938	81	3,063	3,938

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単体と変わりません。45ページを参照願います。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等(連結)

(単位: 百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	206,299	—	184,458
10%	—	33,529	—	35,663
20%	147,654	4,109	168,520	4,258
35%	—	11,993	—	11,157
50%	46,828	26	43,628	—
75%	—	72,340	—	74,888
100%	4,693	308,683	4,423	334,087
150%	—	27	—	119
200%	—	—	—	—
250%	—	1,003	—	1,163
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	199,176	638,011	216,572	645,797
エクスポージャー計	837,187		862,370	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項(連結)

単体と変わりません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項(連結)

該当の取引はありません。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに

関する事項(連結) 単体と変わりません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項(連結)

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位: 百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	1,732	1,732	1,425	1,425
非上場株式等	3,284	3,284	3,284	3,284
合 計	5,016	5,016	4,709	4,709

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	108	56
売却損	—	—
償 却	—	—

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	△ 354	△ 344

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項(連結)

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	10,420	10,400
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項(連結)

(単位: 百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	9,987	11,249	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1,603	1,129
3	スティープ化	8,918	9,080		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,987	11,249	1,603	1,129
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
		40,173		37,474	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

沿革・歩み

1950

昭和25年	6月 5日	大蔵大臣より信用協同組合の事業免許を受けて「東京都商工信用協同組合」として蔵前で営業を開始し初代組合長に数原三郎就任
昭和26年	6月 18日	本店を日本橋に移転し蔵前営業所を蔵前支店に
昭和27年	4月 1日	第二代理事長に川端巖就任
	4月 5日	信用金庫の組織変更免許を受けて「東京都商工信用金庫」として営業開始
昭和31年	3月 16日	第一回旅行積み立て 八丈島旅行実施
昭和32年	6月 13日	第三代理事長に柏木栄江就任

1960

昭和35年	6月 6日	新築本店ビルで営業開始
昭和38年	5月 31日	預金残高100億円を達成
昭和41年	7月 1日	日本銀行と当座預金取り引きを開始
	12月 10日	日本銀行と蔵入代理店契約を締結
昭和42年	5月 15日	日本銀行と国債代理店契約を締結
昭和44年	12月 25日	東京銀行と外国為替取り扱い業務提携

1970

昭和45年	6月 6日	金庫創立20周年記念式典を帝国ホテルで挙げる
昭和46年	7月 1日	預金保険制度適用開始
	10月 1日	信用金庫相互援助制度開始
	12月 1日	「トショーコー住宅ローン」取り扱い開始
昭和47年	6月 8日	埼玉県川口市、戸田市、鳩ヶ谷市を営業地区に拡張
昭和49年	5月 24日	千葉県市川市、浦安町を営業地区に拡張
昭和50年	11月 18日	しんきん個人ローン取り扱い開始
昭和51年	5月 28日	埼玉県三郷市、八潮市、草加市を営業地区に拡張
昭和52年	1月 17日	預金総合オンライン稼働
昭和53年	3月 31日	預金残高1,000億円を達成
昭和54年	8月 1日	「トショーコー・カードローン」取り扱い開始

1980

昭和55年	6月 16日	ATM(現金自動預金・支払機)設置
昭和56年	5月 21日	千葉県松戸市を営業地区に拡張
昭和57年	12月 20日	外貨両替業務取り扱い開始
昭和61年	5月 6日	新本店ビル完成
	7月 11日	第四代理事長に寺坂隆就任
昭和62年	8月 31日	預金残高2,000億円を達成
平成元年	10月 1日	外国為替銀行業務開始

1990

平成 2年	4月 2日	ハンディ端末機を全店の得意先係に配備
	6月 25日	CIを導入し、「東京シティ信用金庫」に改称
	10月 1日	第五代理事長に大井義彦就任
平成 3年	6月 30日	預金残高3,000億円を達成
平成 5年	3月 1日	東京シティホームバンキング・システム稼働
平成 7年	2月 1日	懸賞金付き定期「昴」の取り扱い開始
平成 9年	4月 1日	年金受給者の会「東京シティ名優会」発足
	6月 13日	第六代理事長に渡邊忠就任
平成11年	1月 4日	オンラインシステムを「信金東京共同事務センター」に移行
	9月 22日	日本橋信用金庫・東商信用金庫・京橋信用金庫及び帝都信用金庫の4信用金庫と「平成12年3月21日合併」調印

2000

平成12年	3月 9日	大蔵省より合併認可
	3月 21日	5金庫合併し新生「東京シティ信用金庫」発足 営業地区の追加(東京都保谷市、武蔵野市、三鷹市、調布市、府中市、狛江市、小金井市、埼玉県朝霞市、和光市、浦和市)荻窪支店を廃止し、方南町支店へ統合 牛込北町支店を廃止し、神楽坂支店へ統合



2000

	11月	江古田支店を廃止し、野方支店へ統合
	12月	人形町支店を廃止し、日本橋支店へ統合 鎌倉町支店を廃止し、京成小岩支店へ統合 築地支店を廃止し、京橋支店へ統合 江戸川駅前支店を廃止し、京成小岩支店へ統合 葛飾支店を廃止し、堀切支店へ統合
	12月 4日	「しんきんATMゼロネットサービス」開始
平成13年	4月 2日	損害保険窓口販売業務の取り扱い開始
	6月 27日	第七代理事長に小池誠一就任
	10月 9日	西池袋支店を廃止し、池袋本町支店へ統合。 汐島支店を廃止し、豪徳寺支店へ統合
	10月 22日	芦花公園駅前支店を廃止し、豪徳寺支店へ統合
平成14年	12月 2日	生命保険窓口販売業務の取り扱い開始
平成15年	3月 12日	個人向け国債販売の取り扱い開始
	7月 25日	M&A仲介業務取り扱い開始
	8月 28日	「リレーションシップバンキングの機能強化計画」策定
	10月 10日	「しんきんインターネットバンキングサービス」取り扱い開始
	11月 10日	東砂支店を廃止し、砂町支店へ統合。曙橋支店を廃止し、牛込柳町支店へ統合
平成16年	4月 19日	神田支店を廃止し、秋葉原支店へ統合
	4月 20日	「しんきんビジネスマッチングサービス」取り扱い開始
	10月 18日	東新小岩支店を廃止し、新小岩支店へ統合、 同時に新小岩支店移転新築オープン
	11月 1日	「決済用普通預金」取り扱い開始
平成17年	5月 2日	新銀行東京との提携融資取り扱い開始
	8月 24日	WEB-FB(法人向けインターネットバンキング)取り扱い開始
	11月 7日	柴又支店を廃止し、京成小岩支店へ統合
平成18年	4月 3日	投資信託の取り扱い開始
	9月 19日	堀切支店を移転
	10月 23日	志村支店を移転
平成19年	5月 24日	東京シティ経営塾発足
	7月 17日	京橋支店を移転
平成20年	10月 20日	日本橋支店を移転
平成21年	6月 15日	秋葉原支店を移転
	10月 13日	牛込柳町支店移転新築オープン



2010

平成22年	8月 23日	小山支店が旧店舗の建替工事を完了して新築オープン
	9月 13日	方南町支店を廃止し、中野支店へ統合
	10月 1日	お客様からの苦情等のお申し出に 迅速・公平・かつ適切に対応するため金融ADR制度を導入
平成23年	10月 17日	株式会社ビューカードが設置するATMとの提携を開始
平成24年	1月 4日	東四つ木支店が店舗を増築してリニューアルオープン
平成25年	2月 18日	電子記録債権(でんさいネット)の取り扱いを開始
	4月 29日	小池理事長「旭日双光章」を受章
平成26年	1月 4日	蔵前支店 耐震改修補強工事によるリニューアルオープン
平成27年	1月 13日	店外ATMコーナー開設(人形町出張所)
平成29年	3月 21日	菊川支店が旧店舗の建替工事を完了して新築オープン
	3月 27日	京橋支店を移転
	9月 11日	新柴又支店新築オープン(金庫30番目の店舗)
	12月 4日	深川支店が旧店舗の建替工事を完了して新築オープン
平成30年	10月 9日	玉川支店 リニューアルオープン
令和元年	6月 30日	預金残高7,000億円達成

2020

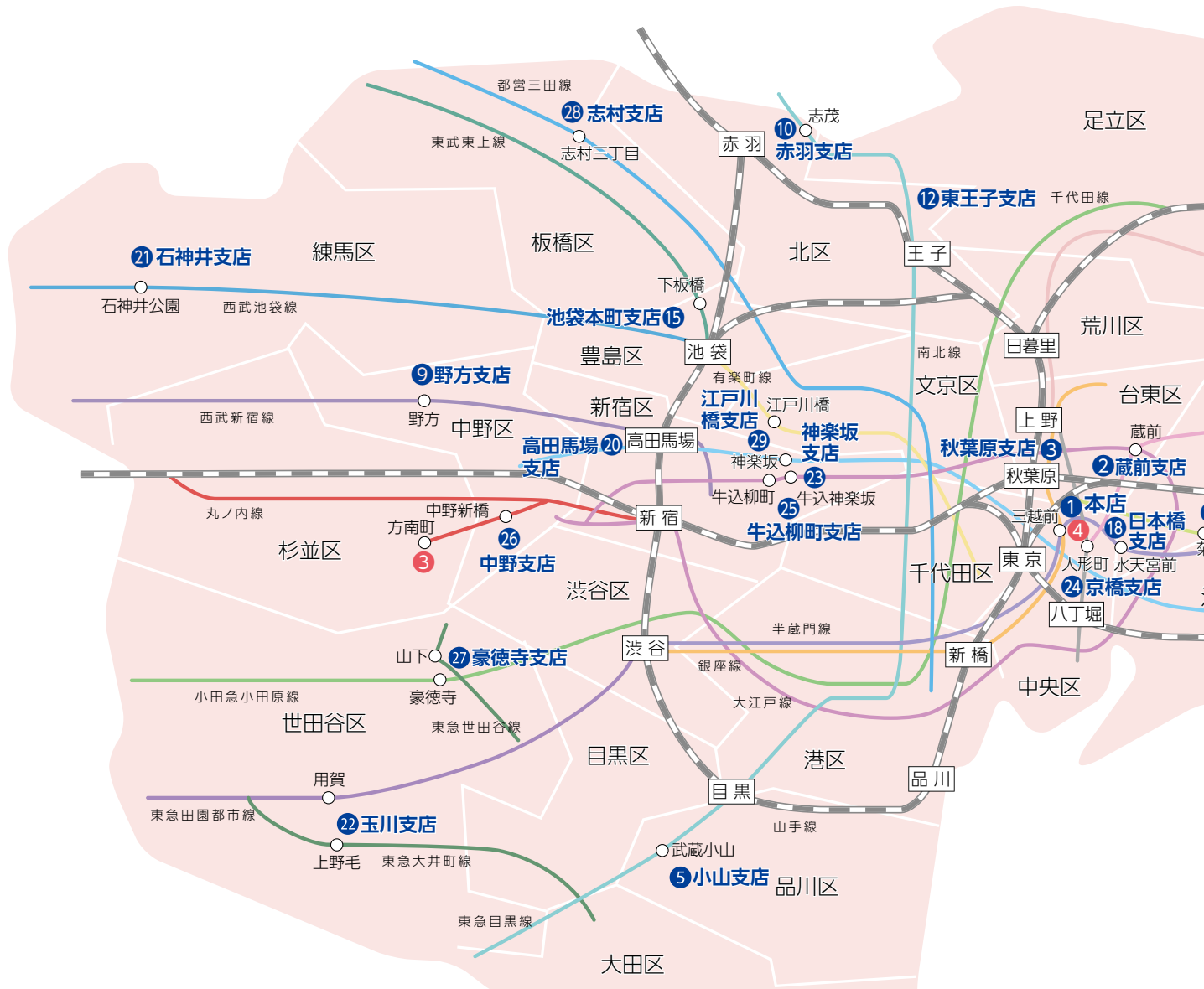
令和2年	6月 5日	金庫創立70周年
令和3年	6月 1日	自動振替専用定期預金「スクラム」の取り扱い開始
	11月 15日	赤羽支店が旧店舗の建替工事を完了して新築オープン
令和4年	1月 1日	一部預金規程等の電子化
令和5年	1月 10日	野方支店 リニューアルのため仮店舗へ移転



赤羽支店新店舗

店舗一覽

店舗一覽



所在地	電話番号	貸金庫	ATM平日 (8:00~19:00)	ATM土曜 (9:00~17:00)	ATM日曜 (9:00~17:00)	ATM祝日 (9:00~17:00)
① 本店	〒103-0022 中央区日本橋室町1-9-14	○	○	○	×	×
② 蔵前支店	〒111-0051 台東区蔵前3-5-9	○	○	○	×	×
③ 秋葉原支店	〒101-0023 千代田区神田松永町19	○	○	○	×	×
④ 押上支店	〒130-0002 墨田区業平2-14-4	○	○	○	×	×
⑤ 小山支店	〒142-0063 品川区荏原3-6-11	○	○	○	×	×
⑥ 新小岩支店	〒124-0023 葛飾区東新小岩5-16-13	○	○	○	○	○
⑦ 深川支店	〒135-0011 江東区扇橋3-14-6	○	○	○	○	×
⑧ 堀切支店	〒124-0006 葛飾区堀切6-28-13	○	○	○	○	○
⑨ 野方支店	〒165-0027 中野区野方6-13-4(仮店舗)	○	○	○	×	×
⑩ 赤羽支店	〒115-0042 北区志茂2-33-14	○	○	○	○	×
⑪ 京成小岩支店	〒133-0051 江戸川区北小岩6-6-9	○	○	○	○	○
⑫ 東王子支店	〒114-0003 北区豊島3-19-4	○	○	○	○	○
⑬ 浦安支店	〒279-0004 浦安市猫実3-28-26	○	○	○	○	×
⑭ 亀有支店	〒120-0003 足立区東和2-2-5	○	○	○	○	×
⑮ 池袋本町支店	〒170-0011 豊島区池袋本町2-39-12	○	○	○	×	×
⑯ 東四つ木支店	〒124-0014 葛飾区東四つ木4-8-16	○	○	○	○	×
⑰ 砂町支店	〒136-0074 江東区東砂8-5-3	○	○	○	○	○
⑱ 日本橋支店	〒103-0007 中央区日本橋浜町2-13-6	○	○	○	×	×
⑲ 菊川支店	〒130-0024 墨田区菊川3-16-17	○	○	○	×	×
⑳ 高田馬場支店	〒169-0075 新宿区高田馬場3-24-1	○	○	○	×	×



(令和5年7月1日現在)

ATMコーナー

① 柴又ATMコーナー



京成金町線「柴又」駅下車徒歩5分

② 江戸川駅前ATMコーナー



京成本線「江戸川」駅前

③ 方南町ATMコーナー



東京メトロ丸ノ内線「方南町」駅出口

④ 人形町ATMコーナー



東京メトロ日比谷線・都営浅草線「人形町」駅下車A5出口より徒歩1分

所在地	電話番号	貸金庫	ATM平日 (8:00~19:00)	ATM土曜 (9:00~17:00)	ATM日曜 (9:00~17:00)	ATM祝日 (9:00~17:00)
① 石神井支店	〒177-0041 練馬区石神井町2-14-1ピアレスA	03(3997)2195	○	○	×	×
② 玉川支店	〒158-0091 世田谷区中町5-31-14	03(3704)8211	○	○	×	×
③ 神楽坂支店	〒162-0832 新宿区岩戸町2	03(3267)1311	○	○	×	×
④ 京橋支店	〒104-0032 中央区八丁堀2-12-7ユニデン八丁堀ビル2階	03(3551)6361	○	9:00~17:00	×	×
⑤ 牛込柳町支店	〒162-0061 新宿区市谷柳町25	03(3260)5171	○	○	○	×
⑥ 中野支店	〒164-0012 中野区本町3-11-7	03(3372)5421	○	○	○	×
⑦ 豪徳寺支店	〒154-0021 世田谷区豪徳寺1-46-13	03(3426)6401	○	○	○	×
⑧ 志村支店	〒174-0056 板橋区志村3-21-20	03(3967)9131	○	○	○	×
⑨ 江戸川橋支店	〒162-0801 新宿区山吹町347	03(3235)2971	○	○	○	×
⑩ 新柴又支店	〒125-0053 葛飾区鎌倉3-28-24	03(3657)8701	○	○	○	○

店舗外 ATMコーナー ※硬貨での入出金は取り扱っておりません。

所在地	ATM平日 (8:00~21:00)	ATM土曜 (9:00~17:00)	ATM日曜 (9:00~17:00)	ATM祝日 (9:00~17:00)
① 柴又ATMコーナー	〒125-0052 葛飾区柴又6-12-18	○	○	○
② 江戸川駅前ATMコーナー	〒133-0051 江戸川区北小岩3-23-1	○	○	○
③ 方南町ATMコーナー	〒166-0013 杉並区堀ノ内1-1-1	○	○	×
④ 人形町ATMコーナー	〒103-0013 中央区日本橋人形町3-7-9	○	○	×

どこに問い合わせをしたらよいかわからない場合や、ご意見等を承りますのでお気軽にお問い合わせください。

シティお問い合わせコール 03-3241-6443

シティご相談メール gosoudan@tokyo-city-sk.co.jp

店舗一覧

① 本店 TEL.03(3279)4321



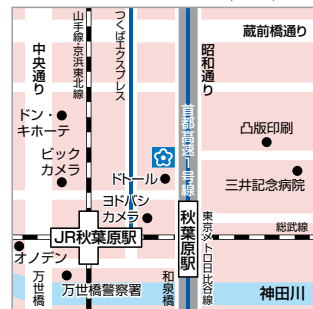
東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅下車A1出口より徒歩1分

② 蔵前支店 TEL.03(3851)1221



都営浅草線「蔵前」駅下車A4出口より徒歩1分
都営大江戸線「蔵前」駅下車A6出口より徒歩3分

③ 秋葉原支店 TEL.03(3255) 7551



JR「秋葉原」駅下車昭和通り口または中央改札口より徒歩5分
東京メトロ日比谷線「秋葉原」駅下車2番出口より徒歩5分

④ 押上支店 TEL.03(3625)3141



都営浅草線・京成押上線「押上」駅下車A2出口より徒歩2分
東京メトロ半蔵門線「押上」駅下車B2出口より徒歩3分

⑤ 小山支店 TEL.03(3783)5151



東急目黒線「武蔵小山」駅下車東口より徒歩8分

⑥ 新小岩支店 TEL.03(3697) 6181



JR「新小岩」駅下車北口より徒歩10分

⑦ 深川支店 TEL.03(3644)6155



都営新宿線・東京メトロ半蔵門線「住吉」駅下車B1口より徒歩10分

⑧ 堀切支店 TEL.03(3602)8181



京成線「堀切菖蒲園」駅下車徒歩12分

⑨ 野方支店 TEL.03(3330)6211



西武新宿線「野方」駅北口より徒歩5分

⑩ 赤羽支店 TEL.03(3902)4371



JR「赤羽」駅下車東口より徒歩15分
東京メトロ南北線「志茂」駅下車1番出口より徒歩2分

⑪ 京成小岩支店 TEL.03(3673)3151



京成線「京成小岩」駅下車北口より徒歩5分

⑫ 東王子支店 TEL.03(3912)3221



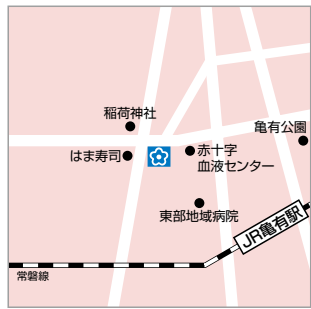
JR「王子」駅・東京メトロ南北線「王子」駅下車都営バス⑩ ⑪ ⑫ 番乗場より「豊島4丁目」停留所下車徒歩2分

⑬ 浦安支店 TEL.047(351)4321



東京メトロ東西線「浦安」駅下車徒歩8分

⑭ 亀有支店 TEL.03(3620)8101



JR「亀有」駅下車北口より徒歩10分

⑮ 池袋本町支店 TEL.03(3986)2831



東武東上線「下板橋」駅下車徒歩8分

⑯ 東四ツ木支店 TEL.03(3695)9811



京成押上線「四ツ木」駅下車徒歩5分

17 砂町支店 TEL.03(5632)1661



東京メトロ東西線「南砂町」駅下車2a出口より徒歩10分
JR「亀戸」駅より都営バス東陽町駅行「元八幡通り」停留所下車徒歩0分

18 日本橋支店 TEL.03(3663)8661



東京メトロ日比谷線・都営浅草線「人形町」駅下車A3出口より徒歩5分
都営新宿線浜町駅下車A1出口より徒歩3分

19 菊川支店 TEL.03(3633)1217



都営新宿線「菊川」駅下車A3出口より徒歩1分

20 高田馬場支店 TEL.03(3363)7721



JR「高田馬場」駅下車早稲田口より徒歩10分
西武新宿線「高田馬場」駅下車早稲田口より徒歩10分
東京メトロ東西線「高田馬場」駅下車1番出口より小滝橋方面へ徒歩10分

21 石神井支店 TEL.03(3997)2195



西武池袋線「石神井公園」駅下車北口より徒歩1分

22 玉川支店 TEL.03(3704)8211



東急大井町線「上野毛」駅下車徒歩12分
東急田園都市線「用賀」駅下車徒歩15分
東急田園都市線「用賀」駅より東急バス恵比寿行「中町5丁目」停留所下車徒歩0分

23 神楽坂支店 TEL.03(3267)1311



都営大江戸線「牛込神楽坂」駅下車A3出口より徒歩3分
東京メトロ東西線「神楽坂」駅下車1番出口より徒歩6分

24 京橋支店 TEL.03(3551)6361



東京メトロ日比谷線「八丁堀」駅下車A5出口より徒歩3分

25 牛込柳町支店 TEL.03(3260)5171



都営大江戸線「牛込柳町」駅下車東口より徒歩1分
南東口より徒歩1分

26 中野支店 TEL.03(3372)5421



東京メトロ丸ノ内線「中野新橋」駅下車徒歩3分

27 豪徳寺支店 TEL.03(3426) 6401



小田急線「豪徳寺」駅下車徒歩3分
東急世田谷線「山下」駅下車徒歩3分

28 志村支店 TEL.03(3967)9131



都営三田線「志村三丁目」駅下車徒歩1分

29 江戸川橋支店 TEL.03(3235)2971



東京メトロ有楽町線「江戸川橋」駅下車2番出口より徒歩3分

30 新柴又支店 TEL.03(3657)8701



北総線「新柴又」駅下車徒歩5分



開示項目一覧

信用金庫法に基づく開示項目(単体)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- 事業の組織 25
- 理事・監事の氏名及び役職名 25
- 会計監査人の氏名又は名称 25
- 事務所の名称及び所在地 59~62
- 当金庫を所属金庫とする信用金庫代理業者に関する事項 4

2. 金庫の主要な事業の内容

- 4

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- ①直近の事業年度における事業の概況 5~6
- ②直近の5事業年度における主要な事業の状況 32
 - 経常収益／経常利益又は経常損失／当期純利益又は当期純損失
／出資総額及び出資総口数／純資産額／総資産額／預金積金残
高／貸出金残高／有価証券残高／単体自己資本比率／出資に対す
る配当金／役員数／職員数
- ③直近の2事業年度における事業の状況 32~36
 - 主要な業務の状況を示す指標 32~33
 - 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務
純益及び資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支
 - 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び
資金利鞘
 - 受取利息及び支払利息の増減
 - 総資産経常利益率
 - 総資産当期純利益率
 - 預金に関する指標 33
 - 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高
 - 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの
定期預金の残高
 - 貸出金等に関する指標 34~35
 - 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
 - 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
 - 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額
 - 使途別の貸出金残高
 - 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
 - 預貸率の期末値及び期中平均値
 - 有価証券に関する指標 36
 - 商品有価証券の種類別の平均残高
 - 有価証券の種類別の残存期間別の残高
 - 有価証券の種類別の平均残高
 - 預証率の期末値及び期中平均値

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- 法令遵守の体制(コンプライアンス体制) 7
- リスク管理の体制 8
- 金融ADR制度への対応 8
- 中小企業の経営の改善及び
地域の活性化のための取組状況 13~14

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- ①貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計
算書 27~28
- ②金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに
掲げるものの合計額 38
 - (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (2)危険債権
 - (3)三月以上延滞債権(貸出金のみ)
 - (4)貸出条件緩和債権(貸出金のみ)
 - (5)正常債権
- ③自己資本の充実の状況 40~47
- ④次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 … 37
 - 有価証券
 - 金銭の信託
 - デリバティブ取引
- ⑤貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 35
- ⑥貸出金償却の額 35

- ⑦金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計
算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 28
- ⑧財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の
確認 28
- 6. 報酬等に関する事項 39

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(単体)

【自己資本の構成に関する開示事項】

- 自己資本の構成に関する開示事項 40

【定性的な開示事項】

- 1. 自己資本調達手段の概要 41
- 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 41
- 3. 信用リスクに関する事項 41
 - (1)リスク管理の方針及び手続きの概要
 - (2)標準的手法が適用されるポートフォリオについて、リスク・ウェ
イトの判定に使用する適格格付機関等の名称、及びエクスポ
ージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付
機関等の名称
- 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要 … 41
- 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する
リスク管理の方針及び手続きの概要 41
- 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 42
- 7. オペレーショナル・リスクに関する事項 42
 - (1)リスク管理の方針及び手続きの概要
 - (2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
- 8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポ
ージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 42
- 9. 金利リスクに関する事項 42
 - (1)リスク管理の方針及び手続きの概要
 - (2)金利リスクの算定手法の概要

【定量的な開示事項】

- (1)自己資本の充実度に関する事項 43
 - イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計
 - ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額
 - ハ. 単体総所要自己資本額
- (2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く) … 44~45
 - イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末
残高
 - ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の
増減額
 - ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
 - ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
- (3)信用リスク削減手法に関する事項 46
- (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 … 46
- (5)証券化エクスポージャーに関する事項 46
- (6)出資等エクスポージャーに関する事項 47
- (7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 … 47
- (8)金利リスクに関する事項 47



信用金庫法に基づく開示項目(連結)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

- ①金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成… 48
- ②金庫の子会社等に関する事項… 48
- 名称
 - 主たる営業所又は事務所の所在地
 - 資本金又は出資金
 - 事業の内容
 - 設立年月日
 - 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合
 - 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

- ①直近の事業年度における事業の概況… 48
- ②直近の5連結会計年度における主要な事業の状況… 48
- 経常収益／経常利益又は経常損失／親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失／純資産額／総資産額／連結自己資本比率

3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

- ①連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書… 49
- ②金庫の有する債権のうちに掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額… 48
- (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (2)危険債権
 - (3)三月以上延滞債権(貸出金のみ)
 - (4)貸出条件緩和債権(貸出金のみ)
 - (5)正常債権
- ③自己資本の充実の状況… 53～56
- ④金庫及び子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの… 49

4. 報酬等に関する事項… 49

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(連結)

【自己資本の構成に関する開示事項】

- 自己資本の構成に関する開示事項… 53

【定性的な開示事項】

1. 連結の範囲に関する事項… 54
2. 自己資本調達手段の概要他… 54

【定量的な開示事項】

- (1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額… 54
- (2) 自己資本の充実度に関する事項… 54
- イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計
 - ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額
 - ハ. 連結総所要自己資本額
- (3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)… 55～56
- イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 - ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
 - ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項… 56
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項… 56
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項… 56
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項… 56
- (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項… 56
- (9) 金利リスクに関する事項… 56

その他

- 地域貢献ディスクロージャー… 9～12
- 総代会のしくみ… 17～18



